

案

資料

第3次 豊川市地域福祉計画

【平成30(2018)年度～平成34(2022)年度】

平成29年11月

豊川市

豊川市社会福祉協議会

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	地域福祉計画策定の背景と趣旨	1
2	地域福祉の基本的な考え方	2
	(1) 地域福祉とは	2
	(2) 地域福祉の視点	2
3	地域福祉計画の概要	3
	(1) 計画の根拠となる法律等	3
	(2) 計画の対象	5
	(3) 計画の期間・位置づけ	5
	(4) 計画の策定体制	6
	(5) 計画の推進体制と進捗管理	7
第 2 章	統計データ等から見る本市の現状と課題	8
1	統計データから見る本市の現状	8
	(1) 年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移	8
	(2) 世帯構成の推移	9
	(3) 町内会加入率の状況	9
	(4) 要支援・要介護認定者の状況	10
	(5) 障害者の状況	11
	(6) 子どもの状況	12
	(7) 母子・父子世帯、生活保護世帯等の状況	13
	(8) 福祉委員の状況	14
	(9) ふれあいサロンの状況	14
	(10) ボランティア・市民活動団体の状況	15
2	各種アンケート調査結果	16
3	福祉団体ヒアリング調査から見る本市の課題等	17
	(1) 豊川市社会福祉施設協会	17
	(2) 豊川市ボランティア連絡協議会	18
	(3) 豊川市介護保険関係事業者連絡協議会居宅介護・介護予防支援事業所部会	18
	(4) 豊川市障害者（児）団体連絡協議会	19
	(5) 子育てネットワーカーあいち東三河豊川支部	20
	(6) 豊川市障害者地域自立支援協議会相談支援事業所会議	21
4	地域福祉懇談会からの課題等	22

第3章 基本理念・基本目標	25
1 計画の基本理念	25
2 計画の基本目標	26
3 計画の体系	28
第4章 施策の展開	30
基本目標1 みんなでふれあい 学ぶ 絆と交流の場づくり～知りましょう～	30
基本方針1-1 地域の助け合い意識の醸成	30
基本方針1-2 地域と学校の連携による人づくり地域づくり	32
基本方針1-3 地域の身近な交流・ふれあいの推進	34
基本目標2 みんなで創る 助け合い 支えあいのしくみ～参加しましょう～	36
基本方針2-1 地域における見守り活動の推進	36
基本方針2-2 ボランティア・市民活動の促進	38
基本方針2-3 地域組織活動の促進	40
基本方針2-4 地域活動者の役割分担と連携強化	42
基本目標3 みんなで支える 各種福祉サービスの推進～利用しましょう～	44
基本方針3-1 相談支援機能の充実	44
基本方針3-2 情報提供の充実	48
基本方針3-3 在宅福祉サービスの充実	50
基本方針3-4 権利擁護の推進	52
基本方針3-5 サービスの質の向上	54
基本目標4 みんなで進める 人にやさしいまちづくり～広げましょう～	56
基本方針4-1 身近な地域の暮らしやすさの確保	56
基本方針4-2 地域の防災・防犯活動の推進	58
本計画の重点ポイント	61
(1) 地域活動者への支援及び新たな担い手の発掘	61
(2) 地域における総合相談支援体制の強化	63
(3) 身近なネットワークと地域包括ケアシステムとの連動	64

第5章 地域の取り組み	65
1 東部中学校区懇談会	66
(1) 桜木地区	67
(2) 豊地区	68
(3) 古宿・馬場地区	69
(4) 豊川地区	70
(5) 麻生田地区	71
(6) 三上地区	72
(7) 睦美地区	73
2 南部中学校区懇談会	74
(1) 牛久保地区	75
(2) 下長山地区	76
(3) 中条地区	77
(4) 下郷地区	78
(5) 中部西地区	79
(6) 中部南地区	80
(7) 中部東地区	81
3 中部中学校区懇談会	82
(1) 八南地区	83
(2) 平尾地区	84
(3) 千両地区	85
4 西部中学校区懇談会	86
(1) 国府地区	87
(2) 国府東部地区	88
(3) 国府南部地区	89
(4) 御油地区	90
5 代田中学校区懇談会	91
(1) 諏訪地区	92
(2) 桜町地区	93
(3) 代田地区	94
6 金屋中学校区懇談会	95
(1) 金屋地区	96
(2) 金屋南地区	97
(3) 三蔵子地区	98

7	一宮中学校区懇談会	99
	（1）一宮西部地区	100
	（2）一宮南部地区	101
	（3）一宮東部地区	102
8	音羽中学校区懇談会	103
	（1）音羽地区	104
9	御津中学校区懇談会	105
	（1）御津北部地区	106
	（2）御津南部地区	107
10	小坂井中学校区懇談会	108
	（1）小坂井地区	109

資料編 110

1	策定経緯	110
2	設置要綱・委員名簿	112

1 地域福祉計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化によって、地域の人間関係や家族関係の希薄化が進み、介護や子育て等を相互に助け合う支えあいの機能が低下している中で、高齢や障害、介護や子育て、生活困窮などさまざまな理由により、自分だけでは問題を解決することができず、生きづらさを感じている人が増えています。また、虐待やひきこもり、ニート等、地域の福祉課題は多種・多様化し、複合化する傾向もうかがえます。このような中で、だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、日常の生活課題を早期に発見し、適切に解決することが必要です。

豊川市（以下「本市」という。）では、市が定める地域福祉のあり方を示す「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が定める地域福祉に関する具体的な取り組みを示す「地域福祉活動計画」を一体的に策定した「第2次豊川市地域福祉計画（平成25年度から平成29年度）」を定め、誰もが住みやすい地域を目指し、市民、地域団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を持ち、互いに協力し合える地域づくりを推進してきました。今後も引き続き、市民主体の地域福祉活動の促進や、高齢者相談センターなど相談支援機能の充実を進めるとともに、既存の福祉サービスや地域の取り組みでは解決することが困難な新たな生活課題や地域問題に対処するため、「第3次豊川市地域福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、生活困窮者自立支援制度や、「我が事・丸ごと※」と題した地域共生社会の実現を目指した介護保険法や社会福祉法等の改正などを踏まえ、地域の課題の解決に向けた実効性のある計画の推進を目指していきます。

※我が事・丸ごと：平成28年7月に地域共生社会実現本部が設置され、福祉を「支え手側」と「受け手側」に分けるものではなく、地域住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会を目指すもの。

2 地域福祉の基本的な考え方

(1) 地域福祉とは ● ● ● ● ● ● ●

誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしを送り続けるためには、家族や近所の人、友人など身近な人とのつながりを大切にして、相互に助け合い支えあうことが重要です。

地域福祉とは、高齢や障害、不当な差別や虐待など、さまざまな理由により支援を必要としている人への支援ニーズや身近な地域の福祉課題を解決するため、市民と地域福祉団体・活動者、社会福祉協議会、行政が相互に連携・協力して取り組んでいくものです。

(2) 地域福祉の視点 ● ● ● ● ● ● ●

地域福祉を推進するためには、市民、地域福祉団体・活動者、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割を果たし、お互いが力を合わせる関係づくりが必要となります。

そのため、まずは自分や家族でできることは自ら行うという「自助」、自分だけでは解決できないことは、地域の中で力をあわせて解決していくという「共助」、地域でも解決できないことは、市や社会福祉協議会などの公的サービスを活用して解決を図る「公助」の3つの視点を組み合わせていくことが重要です。本計画においても、「市民」「地域団体、ボランティア、市民活動団体等」「社会福祉協議会」「行政」の取り組みや役割を示し、その協働により地域福祉の推進を図ります。

自 助	共 助	公 助
・個人や家族でできること ・自らの生活を維持、または向上させるために行う努力や行動	・市民や地域団体等の理解や参加のもとで行われる、支えあいや支援	・行政施策として行うサービスや支援体制 ・福祉向上のための環境整備

3 地域福祉計画の概要

(1) 計画の根拠となる法律等 ● ● ● ● ● ● ●

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定するものです。

〔社会福祉法（抜粋）〕

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。

豊川市社会福祉協議会では、平成 15 年度に地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画である第 1 次豊川市地域福祉活動計画を策定し、以降、見直しを重ね、地域福祉の推進に取り組んでいます。

〔社会福祉法（抜粋）〕

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

(2) 計画の対象 ● ● ● ● ● ● ●

本計画の対象者は、本市に暮らすすべての市民となります。また、生活に支援が必要な高齢者や障害者はもとより、性別、年齢、国籍などに関わりなく、地域に暮らすすべての人が本計画を推進する主体にもなります。

(3) 計画の期間・位置づけ ● ● ● ● ● ● ●

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの5年間とします。

なお、国、愛知県等の動向を踏まえるとともに、計画の進捗状況や社会情勢の変化、関連計画との整合性を考慮して、必要な見直しができるものとしています。

また、本計画は、本市のまちづくり施策の基本指針である「豊川市総合計画」を上位計画とし、高齢者、障害者、児童等関連する個別計画を横断的にとらえ、その整合性と連携を取りながら策定します。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
第 2 次 第 3 次豊川市地域福祉計画					
前期計画 豊川市高齢者福祉計画（6 年間）					
第 3 次豊川市障害者福祉計画 次期計画（予定）					
豊川市子ども・子育て支援事業計画 次期計画（予定）					
【その他関連計画】 介護保険事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画 生涯学習推進計画、教育振興基本計画 男女共同参画基本計画、市民協働推進計画、多文化共生推進プラン 人権教育・啓発に関する行動計画、バリアフリー基本構想、 地域公共交通網形成計画、地域防災計画 等					

(4) 計画の策定体制 ● ● ● ● ● ● ● ●

本計画の策定にあたっては、計画策定への市民参加を実現するために、市民アンケートや中学校区単位の地域福祉懇談会を開催するとともに、学識経験者や福祉団体の代表者、公募による一般市民など幅広い分野の関係者を委員とする「豊川市地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議しました。

豊川市地域福祉計画策定委員会

【構成】学識経験者、福祉分野の関係者、事業者の代表者など

【役割】計画案の検討、審議

豊川市地域福祉計画策定検討部会

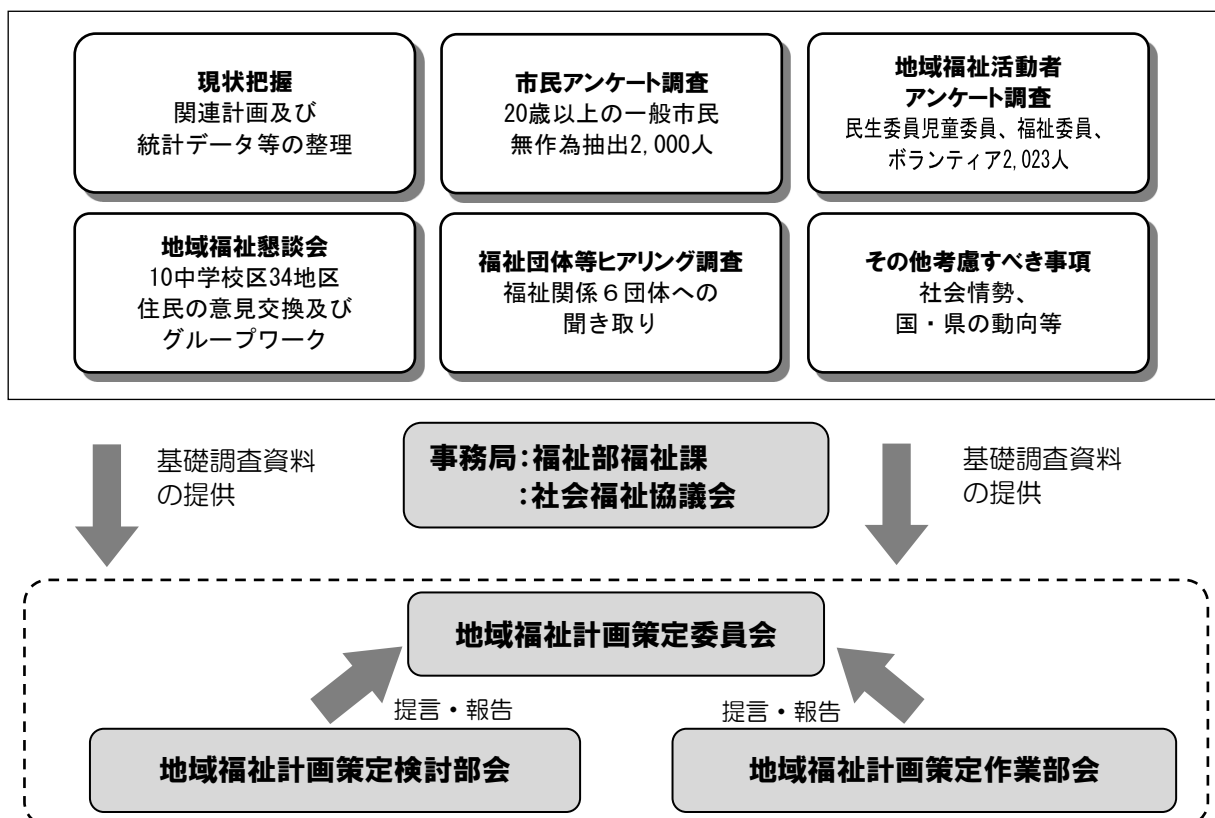
【構成】市役所関係部局（福祉部、子ども健康部、企画部、市民部、建設部
及び教育委員会等の関係各課の担当者）

【役割】地域福祉に関する課題に対する施策及び計画案の検討

豊川市地域福祉計画策定作業部会

【構成】社会福祉協議会職員

【役割】地域福祉活動に関する把握、課題に対する施策及び計画案の検討



（５）計画の推進体制と進捗管理 ● ● ● ● ● ● ●

地域における推進体制

地域福祉の推進には市民一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、日頃から身近な地域への関心を持つことが必要です。そのためには、本市では、社会福祉協議会が設置してきた地域福祉活動推進委員会や福祉会をはじめ、町内会、民生委員児童委員やボランティア・市民活動団体、老人クラブ、企業等と連携しながら本計画の推進を図っていきます。

計画の普及啓発

本計画を推進するためには、本計画の趣旨や方向性等について、市民と共有する必要があることから、本計画書や概要版を関係機関へ配布するとともに、市や社会福祉協議会の広報誌やホームページ等を通じて周知します。

計画の進捗管理・評価

本計画の実効性を高めるため、PDCAサイクル※により、市関係各課や社会福祉協議会において、関連する施策の進捗状況を取りまとめると同時に、毎年、各地域で地域福祉懇談会を開催し、市民から地域の現状や意見を集約し、計画の進捗管理を行います。

また、学識経験者や福祉団体の代表者、公募による一般市民など幅広い分野の関係者を委員とする「豊川市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を設置し、推進委員会へそれぞれの現状を報告したうえで、市民からの視点、専門的な視点から進捗状況を総合的に評価し、計画の推進につなげます。

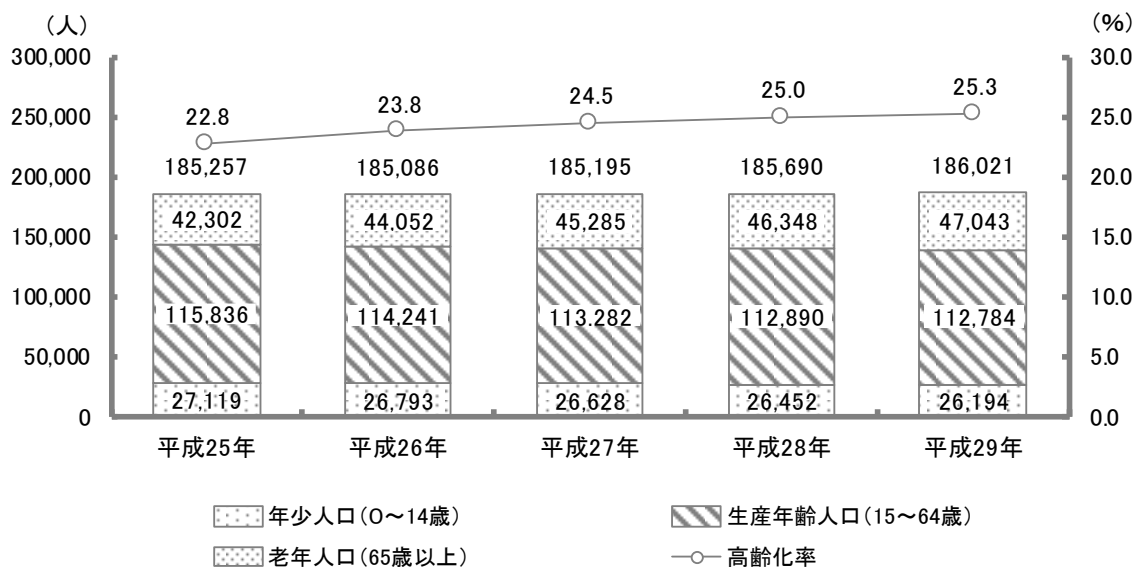
※PDCAサイクル：Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）の４段階を繰り返すことによって、計画を効果的に実施し、継続的に改善する手法。

1 統計データから見る本市の現状

(1) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移 ● ● ● ● ● ● ●

総人口は、平成25年の185,257人から微増傾向にあり、平成29年には186,021人と、0.4%の増となっています。また、年少人口は年々減少している一方、老年人口は増加しており、平成25年に比べ、11.2%の増となっています。

年齢3区分別人口と高齢化率の推移



単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
年少人口 (0～14 歳)	27,119	26,793	26,628	26,452	26,194
生産年齢人口 (15～64 歳)	115,836	114,241	113,282	112,890	112,784
老年人口 (65 歳以上)	42,302	44,052	45,285	46,348	47,043
総人口	185,257	185,086	185,195	185,690	186,021

資料：市民課 各年9月30日現在（平成25年は10月1日現在）

(2) 世帯構成の推移 ● ● ● ● ● ● ● ●

一般世帯数は、平成 22 年の 64,796 世帯から平成 27 年の 67,806 世帯となり 4.6%増加し、そのうち核家族世帯数については、5.0%増加しています。また、一世帯あたりの人員は、平成 22 年の 2.81 人から平成 27 年は 2.69 人と減少しています。

世帯構成の推移

単位：世帯、人

	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯（世帯）	64,796	67,806
うち核家族世帯（世帯）	39,458	41,430
一般世帯人員（人）	181,928	182,436
一世帯あたり人員（人）	2.81	2.69

資料：国勢調査

(3) 町内会加入率の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

町内会加入率は、年々減少しています。

町内会加入率の推移

単位：％

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
加入率	79.49	75.43	74.93	74.14	73.21

資料：市民協働国際課 各年 4 月 1 日現在

※平成 25 年は外国人世帯を除いた住基世帯数をもとに算出した加入率

中学校区別では、音羽中学校区が 89.65%で最も高く、代田中学校区が 61.88%と最も低くなっています。

中学校区別の町内会加入率

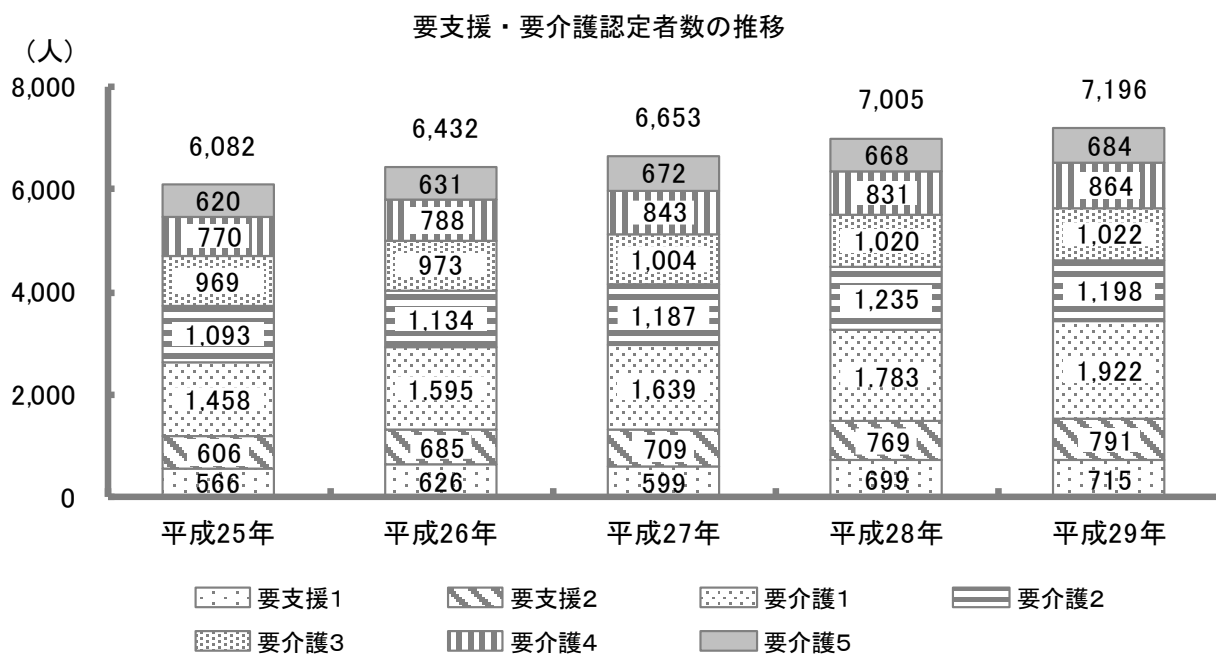
単位：％

地 区	加入率	地 区	加入率	地 区	加入率
東部中学校区	65.56	代田中学校区	61.88	御津中学校区	86.38
南部中学校区	69.50	金屋中学校区	72.50	小坂井中学校区	79.10
中部中学校区	75.42	一宮中学校区	79.70	全体	73.21
西部中学校区	71.35	音羽中学校区	89.65		

資料：市民協働国際課（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(4) 要支援・要介護認定者の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

要支援・要介護認定者数は、平成 25 年の 6,082 人から平成 29 年の 7,196 人と、18.3%の増加となっています。



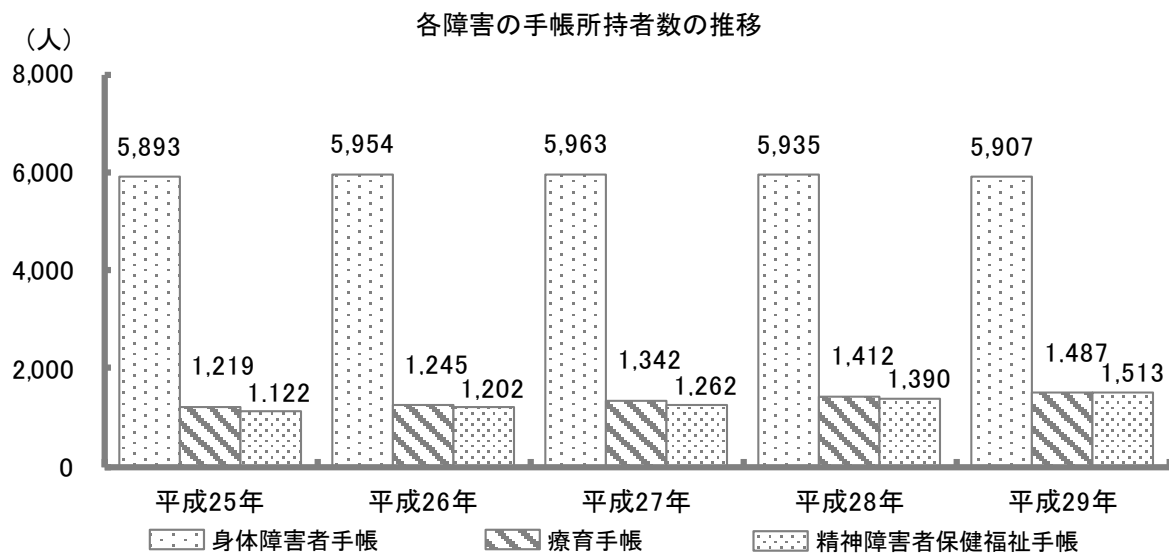
単位：人

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
要介護 5	620	631	672	668	684
要介護 4	770	788	843	831	864
要介護 3	969	973	1,004	1,020	1,022
要介護 2	1,093	1,134	1,187	1,235	1,198
要介護 1	1,458	1,595	1,639	1,783	1,922
要支援 2	606	685	709	769	791
要支援 1	566	626	599	699	715
合計	6,082	6,432	6,653	7,005	7,196

資料：介護保険事業状況報告（月報）各年 3 月末日現在

（５）障害者の状況 ● ● ● ● ● ● ●

手帳所持者数は、平成 25 年と平成 29 年で比較すると、身体障害者手帳所持者数は微増ですが、療育手帳所持者数は 22.0%の増加、精神障害者保健福祉手帳所持者数については、34.8%の大幅な増加となっています。



資料：福祉課 各年 4 月 1 日現在

身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

単位：人

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級	1, 805	1, 860	1, 576	1, 612	1, 615
2 級	863	848	939	943	918
3 級	1, 412	1, 384	1, 256	1, 249	1, 230
4 級	1, 223	1, 277	1, 515	1, 503	1, 465
5 級	318	310	395	398	393
6 級	272	275	282	230	286
合計	5, 893	5, 954	5, 963	5, 935	5, 907

資料：福祉課 各年 4 月 1 日現在

療育手帳所持者数（判定別）の推移

単位：人

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
A 判定	491	494	521	544	562
B 判定	333	331	361	375	405
C 判定	395	420	460	493	520
合計	1, 219	1, 245	1, 342	1, 412	1, 487

資料：福祉課 各年 4 月 1 日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

単位：人

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級	89	124	138	164	199
2 級	773	822	852	934	1, 004
3 級	260	256	272	292	310
合計	1, 122	1, 202	1, 262	1, 390	1, 513

資料：福祉課 各年 4 月 1 日現在

（６）子どもの状況 ● ● ● ● ● ● ●

子どもの数は、平成 25 年と平成 29 年で比較すると、小学校児童数では 266 人、2.46%の減少、中学校生徒数では 139 人、2.55%の減少となっています。

出生数、小学校児童数、中学校生徒数の推移

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
出生数	1, 679	1, 565	1, 615	—	—
小学校児童数	10, 809	10, 631	10, 549	10, 545	10, 543
中学校生徒数	5, 450	5, 619	5, 524	5, 522	5, 311

資料：出生数 「愛知県衛生年報」 各年の累計

：小学校児童数、中学校生徒数 「豊川市の統計」 各年 5 月 1 日現在

(7) 母子・父子世帯、生活保護世帯等の状況 ● ● ● ● ● ● ●

① 母子・父子世帯の状況

平成 22 年と平成 27 年との比較では、母子世帯は約 6 % の増加となりましたが、父子世帯では約 7 % の減少となっています。

母子・父子世帯の推移

単位：世帯

	平成 22 年	平成 27 年
母子世帯	994	1,056
父子世帯	121	112

資料：国勢調査

② 生活保護世帯の状況

生活保護世帯は、平成 25 年の 742 世帯から平成 29 年の 910 世帯と、23.6 % の増加となっています。また、被保護者人員は、平成 25 年の 1,066 人から平成 29 年は 1,234 人と 15.8 % 増加しましたが、平成 28 年と平成 29 年の比較では、21 人の減少となっています。

生活保護世帯・人員の推移

単位：世帯、人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
実世帯	742	781	828	882	910
被保護者人員	1,066	1,073	1,144	1,255	1,234

資料：福祉課 各年 3 月末日現在

③ 就学援助費の支給状況

小・中学校就学援助費支給人数は、平成 24 年度の 1,306 人から平成 28 年度は 1,420 人と 8.7 % の増加となっています。

小・中学校就学援助費支給人数の推移

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
支給人数	1,306	1,320	1,390	1,419	1,420

資料：教育委員会 決算資料

(8) 福祉委員の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

「地域福祉活動推進委員会」では、各町内会に町内福祉会を設置し、活動の中心的な役割を担う福祉委員を置いています。福祉委員は、見守り・訪問活動やふれあいサロン※活動、在宅支援活動等を実施しています。

福祉委員数は、平成 24 年との比較では、1.48 倍の大幅な増加となっています。

地区別の福祉委員数

単位：人

地 区	委員数	地 区	委員数	地 区	委員数
東部中学校区	76(104)	代田中学校区	69(65)	御津中学校区	26(18)
南部中学校区	135(120)	金屋中学校区	38(42)	小坂井中学校区	160(0)
中部中学校区	75(52)	一宮中学校区	70(37)	合計	848(573)
西部中学校区	141(80)	音羽中学校区	58(55)		

資料：社会福祉協議会 平成 29 年 4 月 1 日現在

()内は平成 24 年 4 月 1 日

(9) ふれあいサロンの状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

ふれあいサロン設置数は、平成 24 年の 127 ヶ所から平成 29 年の 151 ヶ所と、18.9%の増加となっています。

地区別のふれあいサロン設置数

単位：箇所

地区	設置数	地区	設置数	地区	設置数
東部中学校区	30(30)	代田中学校区	10(10)	御津中学校区	16(8)
南部中学校区	25(21)	金屋中学校区	9(7)	小坂井中学校区	16(12)
中部中学校区	6(6)	一宮中学校区	13(9)	合計	151(127)
西部中学校区	21(20)	音羽中学校区	5(4)		

資料：社会福祉協議会 平成 29 年 4 月 1 日現在

()内は平成 24 年 4 月 1 日

※ふれあいサロン：地域住民が住み慣れた地域で孤立することなく、生きがいを持って生活が送れるよう、市民館や集会所等を拠点に住民が主体となって交流し、ふれあう活動。

(10) ボランティア・市民活動団体の状況 ● ● ● ● ● ● ●

ボランティア・市民活動団体数は、平成 24 年と平成 29 年との比較では、19 団体減少していますが、活動人数では 966 人の増加となっています。

とよかわボランティア・市民活動センタープリオ登録団体数・活動人数

単位：団体、人

分野	団体数	人数
保健医療又は福祉の増進を図る活動	143(169)	4,130(4,247)
社会教育の推進を図る活動	9(8)	133(139)
まちづくりの推進を図る活動	7(11)	373(316)
学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動	57(48)	4,531(4,673)
環境の保全を図る活動	27(24)	806(590)
災害救援活動	7(10)	614(272)
地域安全活動	21(25)	1,400(2,118)
人権擁護・平和の推進を図る活動	1(1)	18(21)
国際協力活動	3(4)	687(86)
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4(5)	151(50)
子どもの健全育成を図る活動	55(48)	2,707(2,094)
職業能力の開発・雇用機会の拡充を支援する活動	2(1)	15(3)
消費者の保護を図る活動	2(2)	69(82)
上記の活動団体の運営や活動に関する連絡助言援助活動	3(4)	110(87)
合 計	341(360)	15,744(14,778)

資料：市民協働国際課 平成 29 年 7 月 31 日

()内は平成 24 年 7 月 31 日

2 各種アンケート調査結果

(1) 地域福祉に関する市民アンケート調査 ● ● ● ● ● ● ● ●

本調査は、市民の地域福祉に関する意識や意見、地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画策定の参考資料とするために実施しました。

- ・調査対象 豊川市在住の20歳以上2,000人を無作為抽出
- ・調査期間 平成29年1月13日から平成29年1月31日
- ・配布回収数

配布数	回収数	回収率
2,000人	902人	45.1%

(2) 地域福祉活動に関する活動者アンケート調査 ● ● ● ● ● ● ● ●

本調査は、市内で地域福祉活動を実践する民生委員児童委員や福祉委員等に対してアンケート調査を行い、地域で活動していく上での問題や課題を把握し、計画策定の参考資料とするために実施しました。

- ・調査対象 民生委員児童委員（主任児童委員含む）、
福祉委員（協力員含む）、ボランティア活動者
- ・調査期間 平成28年11月1日から平成29年1月31日
- ・配布回収数

	配布数	回収数	回収率
民生委員児童委員	298人	255人	85.6%
福祉委員	1,310人	715人	54.6%
ボランティア活動者	415人	247人	59.5%

※上記のアンケート調査結果については、「第4章 施策の展開」、「第5章 地域の取り組み」において関連した項目を記載しています。

3 福祉団体ヒアリング調査から見る本市の課題等

本計画の策定にあたり、各団体が持つ地域での福祉課題を抽出するとともに、その解決に繋がる具体的活動や、市や社会福祉協議会に求められる支援方法等を検討する基礎調査として、各種福祉団体へのヒアリング調査を実施しました。

【対象者団体】

- (1) 豊川市社会福祉施設協会
- (2) 豊川市ボランティア連絡協議会
- (3) 豊川市介護保険関係事業者連絡協議会居宅介護・介護予防支援事業所部会
- (4) 豊川市障害者（児）団体連絡協議会
- (5) 子育てネットワーカーあいち東三河豊川支部
- (6) 豊川市障害者地域自立支援協議会相談支援事業所会議

(1) 豊川市社会福祉施設協会 ● ● ● ● ● ● ●

	内 容
地域住民に望むこと	○地域住民の方との関わりがなかなかできていないので、イベント等でもう少し協力してやっていきたい ○学生ボランティア等に児童の学習や遊びの補助をお願いしたい ○介護などで困っている人がいたら連絡してほしい ○障害者や高齢者、施設への理解を深めてほしい ○施設の行事等に参加してほしい ○施設のイベント等に参加していただき、利用者の事を知ってもらいきっかけにしてほしい
団体として地域貢献できること	○非常時の福祉避難所として活用してほしい ○施設職員による認知症講座や介護教室 ○若い人を含むボランティアや体験学習の受け入れ ○地域住民のふれあい、交流の場づくり ○障害者に関する相談
社会福祉協議会や市に望むこと	○「地域ふれあい事業」を今後とも継続してほしい ○法人が協力する社会貢献事業の開発 ○災害時の安否確認について、市内事業所と連携してほしい ○地域貢献について、リーダーシップをとってまとめてほしい ○社会福祉事業のイメージアップや市民の理解を深める取り組み ○福祉避難所の具体的な活動や防災体制の強化 ○公益的な活動の積極的な誘導

(2) 豊川市ボランティア連絡協議会 ● ● ● ● ● ● ●

	内 容
地域住民に望むこと	○耳の不自由な方に対し、正しい理解を持ってほしい ○「ベルマーク運動」に理解を持ってほしい ○ボランティアが高齢化しているので、若い世代に参加してほしい ○福祉ボランティアへの理解が浅く、サロンのボランティア活動への参加が少ない ○これまで以上にもっとボランティア活動への参加を期待しています
団体として地域貢献できること	○傾聴ボランティア活動の場を広げる ○学校行事への協力・参加 ○学校で、夏休みなどに手話学習で交流の場の提供 ○学校授業や地域イベントでものづくりの協力 ○脳トレ活動や体力づくりをとりいれたボランティア活動や独居の見守りを行っている ○敬老会への参加協力。年間を通じた町内会の各種行事への協力・参加
社会福祉協議会や市に望むこと	○ボランティア活動者の高齢化として、若い世代にボランティア活動に興味を持ってもらえるよう、アピールしてほしい ○ボランティア講座の受講者が減少しているので、PR方法の再考 ○職員に手話を覚えてほしい ○職場に手話学習の場をつくってほしい ○職員の人事異動が早く、なかなか信頼関係を築けない

(3) 豊川市介護保険関係事業者連絡協議会 居宅介護・介護予防支援事業所部会

	内 容
地域住民に望むこと	○隣近所で仲良く助け合える関係を築いてほしい ○独居の方や認知症の方の見守り ○困っている人がいれば、気軽に相談してほしい ○地域で社会資源を活用して、地域でできるだけ生活できるよう協力してほしい ○見守りネットワークへの個人登録の協力 ○民生委員の訪問活動等の充実
団体として地域貢献できること	○地域住民がいつでも気軽に来られる相談窓口 ○地域の困りごとを市や高齢者相談センター等につなげる ○社会資源の発掘や情報提供
社会福祉協議会や市に望むこと	○災害時の対策、支援や協力体制、また子供や徘徊高齢者の見守りを地域で組織化してほしい ○社会資源の協働やサポート、発掘など情報提供をお願いしたい ○社協事業の周知やボランティア活動を紹介してほしい ○困難事例に対する積極的な関わりや支援 ○傾聴ボランティアや独居高齢者の安否確認の充実 ○コミュニティバスの利用改善 ○地域資源の増加を促してほしい ○買い物や通院で困っている人への外出支援 ○40～50歳代への福祉制度等を学習する機会 ○地域ボランティアの積極的な活用の促し ○経済的に介護保険サービスを遠慮する世帯への福祉サービスの支援

(4) 豊川市障害者（児）団体連絡協議会 ● ● ● ● ● ● ●

	内 容
地域住民に望むこと	○災害時の避難所生活の際に、理解・協力をしてほしい ○災害時にはやさしく受け入れてほしい ○呼吸器疾患について理解し、災害時には協力してほしい ○行動やししゃべり方、身体的特徴がある人もいることを普通に受け入れてほしい ○日頃から地域にいる障害者をそっと見守ってほしい ○障害のことを自分から伝えて、地域に積極的につながる ○見た目にわかりにくい内部障害者を理解してほしい ○子どものころから、地域住民とふれあう機会があるとよい ○精神障害者が地域で普通に生活できるよう支援してほしい
団体として地域貢献できること	○地域の集まりに積極的に参加する ○精神障害者の理解に向けた講座の講師が可能 ○知的障害者の理解に向けた講座 ○呼吸器障害者等の理解に向けた講座 ○災害時に備えた誤解の解消、施設の整備（電源・酸素の確保） ○障害者は「してもらう」という見方が強いが、自分から何かをするという気持ちが大切で公園等の草取りなど美化活動への参加
社会福祉協議会や市に望むこと	○福祉について詳しい職員の配置 ○障害があっても地域の中で生きていけるように、民生委員さんとの仲介・橋渡しをお願いしたい ○ヘルパーの高齢化。ヘルパー養成講座の開催 ○障害者団体がウィズ豊川で避難訓練をしたい ○災害時に安心して避難ができる場所の確保、充実 ○避難所体験を検討してほしい ○トイレの音声案内の設置や団体のPRをしてほしい ○歳末カレンダーのPRをしてほしい ○重度障害者が安心した生活を送るための、24時間体制の看護師やヘルパーを利用できる在宅支援の充実 ○障害者等を支援する側の職員の知識や技術の向上を目指した研修会や講習会を行政で取り組んでほしい

(5)子育てネットワーカーあいち東三河豊川支部 ● ● ● ● ● ● ●

	内 容
地域住民に望むこと	○児童館と関わり、協力してもらいたい ○20年間活動が続けられているのは、地域自治会のおかげ ○もう少し交流の機会があるとよい ○子育てネットワーカーの存在を知ってほしい ○子育てに多世代に関わってほしい（当事者だけではなく） ○ボランティアの高齢化が進み、若い人たちに頑張ってほしい ○福祉施設に子連れの親子等が気軽に立ち寄れるとよい （小さいころからお年寄りや障害者とふれあうと、偏見や差別が減ると思う）
団体として地域貢献できること	○親子遊びの指導、子育て広場の手伝いや開催 ○親子体操や絵本の読みきかせ ○子育てサロンの企画・運営、託児 ○子育て中の親子の出会いの場をつくる ○個々では体験できない集団遊びの体験 ○親子ふれあい広場を長く続けていきたい ○子育てサロン未設置地区の立ち上げのお手伝い ○子育てに関する悩み相談 ○講演、学習会の開催を通じた、保育園・学校との交流協力、情報交換
社会福祉協議会や市に望むこと	○児童館の室内の充実 ○ボランティア登録グループが、地区市民館や生涯学習会館で印刷できるとよい ○自然なつながりができると子育てだけでなく、住みやすいまちになると思う ○子育てネットワーカーを活用してほしい ○福祉施設等に親子で気軽に立ち寄り、お年寄りの方や障害を持った方と接する機会がたくさんあれば、差別や偏見も減ってくると思う ○ボランティアセンター職員の充実 ○市内施設を、利用しやすくしてほしい ○地域のふれあいの場を充実させてほしい ○市の建物、スペースの有効活用

(6) 豊川市障害者地域自立支援協議会相談支援事業所会議 ● ● ● ● ● ● ●

	内 容
地域住民に望むこと	○民生委員や自主防災会との連携を図る機会をつくってほしい ○相談支援専門員※という仕事の内容を周知してほしい ○相談支援専門員の存在や役割、活動内容を知ってほしい ○障害者や高齢者等が地域の住民と日常的に交流できる場を確保し、障害者等に対する地域住民の理解を深めてほしい ○障害についての理解を深めてほしい ○障害者を考慮した視点で、地域行事などを検討してほしい
団体として地域貢献できること	○福祉にかかわらず、様々な分野の方と関係を築き、その時、その人のニーズにあわせた情報を提供する ○相談支援専門員として地域に関わる機会が少なかった。今後何が貢献できるのか模索していきたい ○ボランティア活動への参加 ○地域で行われているイベント等への参加 ○障害者の立場を踏まえた上での地域づくりのお手伝い ○地域活動に参加するためのアドバイスなど
社会福祉協議会や市に望むこと	○障害者の方でも集まることができる場所やサークルの情報を教えてほしい ○わかりやすいインフォメーション ○地域の福祉活動の拠点として役割が何かわからない。自分を含め利用者や利用者家族も同様な意見が多い ○誰もが安心して生活できる地域づくりを推進してほしい

※相談支援専門員：障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

4 地域福祉懇談会からの課題等

本計画の策定にあたっては、10 中学校区 34 地区において地域福祉懇談会を開催し、身近な地域における課題や今後、地域で取り組むべきことについて、検討を行いました。

■地域の課題

テーマ	件数	主な意見の内容
1 あいさつ運動	13	・地域福祉に参加する意識が低い ・組単位で月一度位、顔合せが出来たらよい（昔は溝掃除等で顔を合わせた） ・若者の行事への参加が少ない ・マナーを守らない人が多い
2 福祉教育	1	・子どもの福祉（子育て支援等）に関することが弱い
3 地域交流 ・ふれあいの場	145	・祭礼で伝統・文化を守っていくことが、人手不足や経費面で困難になってきている ・一人一人はそれぞれ住みよいまちを望んでいる 各世代間の意見調整の場・方法が必要 ・近くに気軽に行けるコミュニティセンターがない
4 見守り活動	45	・ひとり暮らし、空き家が増えつつある ・どこに誰が住んでいるのかわからない
5 ボランティア ・市民活動	30	・ボランティアスタッフの高齢化 ・老人会のサロンは活発であるが、男性参加者がいない ・支え手世代が参加しない ・活動できる人が限定されている ・人材は多いが、全体をまとめるリーダーが少ない
6 町内会活動	110	・全体をまとめるリーダーの不足・高齢化 ・個人情報保護の制約から、どこに誰が住んでいるのか不明 ・活動者が固定化・兼務化している ・町内会役員は男性が主体で、女性の参加が少ない ・自治会役員や各種世話役を同じ人が全てやることが多く、負担が重くなっている
7 地域活動者の連携	8	・地区間の活動の連携が必要 ・町内会、組あるいは組内の情報が少ない ・各組織間の連携不足（単独行事がある） ・活動者同士の連携が不足している ・それぞれの活動はしているけれど交流が足りない

テーマ	件数	主な意見の内容
8 相談支援	4	・町内会未加入者へ福祉の仕組みが伝わらない ・社会的弱者や要援護者への支援対策として、地域福祉活動を活性化する必要がある ・生活課題の発掘が困難 ・困っている人の相談窓口がない
9 情報提供	6	・サービスの情報が少ない ・ワンコインサービスのPRと体制がなされていない ・広報とよかわのスピーカーを開放してほしい ・個人情報等、情報の共有と持ち方 ・個人情報が行政から出ない
10 福祉サービス	7	・高齢者世帯のゴミ出し、買い物支援が必要 ・連区全体が広範囲となり、細かな所まで行き届かない
11 権利擁護※	1	・社会的弱者や要援護者への福祉対策、福祉活動
12 サービス向上	3	・福祉サービスの理解を深める
13 身近な地域の環境整備	77	・運転ができなくなった高齢者対策、巡回バスが必要 ・コミュニティバスが利用しにくい ・コミュニティバスの使い方がよくわからない ・老人クラブ、送迎バス、無料バス、足がない ・コミュニティバスの利用者がいない ・バス停まで遠くて行けないので近くまで来てほしい ・集まるところまでの交通の手立てが不自由 ・コミュニティバスの停留所が遠くて利用できない
14 防災・防犯活動	54	・防災訓練を行って欲しい ・見回り対象者が点在しており、災害時の把握が困難 ・地域のリーダーなどの人材育成が必要 ・地域の防災活動と要支援者との関係の構築が必要 ・自主防災組織の再構築が必要 ・自主防災会の活動が少ない ・災害に対する防災意識が低い ・小学生の登下校の見守り活動が乏しく、通学路の交通量が多い
計	504	

上記課題に対する地区ごとにおける課題や今後の方向性については、第5章に記載しています。

※権利擁護：自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ把握を行うこと。

1 計画の基本理念

(1) 第3次地域福祉計画の基本理念 ● ● ● ● ● ● ●

これまでの福祉サービスは、高齢者、障害者、子どもといった分野ごとに制度が構築され、窓口では各分野が専門性を発揮し、さまざまな問題の解決を図ってきました。しかし、地域では、介護が必要な高齢者と障害者が同居している世帯への支援や、生活困窮が背景にあり複雑な問題を抱えた世帯への対応等、一つの制度、分野ごとの福祉サービスだけでは解決できないケースが増加しています。すべての市民が健康で安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの尊厳を守り、ふれあい、支えあいながら、誰もが住み慣れた地域で自立し、将来に夢をもって暮らすことができる社会が求められています。

本市でも、今後、少子高齢化や核家族化の進行が予想されることから、身近な地域における見守り活動等、市民みんなでつくりあげていく、ふれあい、支えあう地域社会のあり方がますます重要になっています。また、それぞれの地域特性を踏まえた地域活動を継続するとともに、新たな地域課題や福祉ニーズに対して、地域住民が主体的に取り組むことによって、地域を育んでいくことが大切です。

本計画は、「第2次豊川市地域福祉計画」の基本理念を継承し、『ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ ～みんなでつくる支えあいのまち～』を掲げて、地域福祉の推進を図っていきます。

**ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ
～みんなでつくる支えあいのまち～**

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を定め、各施策を推進していきます。

以下の4つの基本目標は、アンケート調査や地域福祉懇談会における検討結果、「第2次豊川市地域福祉計画」の進捗評価等を総合的に勘案し、現在の課題や今後の方向性を検討した上で設定しています。

基本目標1 みんなでふれあい 学ぶ 絆と交流の場づくり

～知りましょう～



人々が主体的に支えあふれあいの第一歩として「あいさつ」や「声かけ」の意識を啓発し、地域活動に参加しやすい環境づくりを行います。

また、地域の福祉活動の輪を広げていくために、地域と学校が連携し福祉教育を進め、市民の誰もが普段の生活から福祉の心を持ち、いつも笑顔で声をかけ合える地域づくりをめざします。

基本目標2 みんなで創る 助け合い 支えあいのしくみ

～参加しましょう～



誰もが住みやすい地域をつくるためには、地域住民が地域における身近な生活課題や地域の現状を把握し、自らがその課題解決の担い手として、主体的に話し合いの場に参加することが大切です。そして、その受け皿となる町内会などの地域組織団体の活性化を図るため、その推進役となる人材の発掘や育成、活動支援を行います。

また、地域の見守り活動を進めるとともに、ボランティア・市民活動団体や地域福祉活動者等の交流を図り連携を強化することで、身近な福祉課題を発見し、その解決に向けた取組みを進めます。

基本目標 3 みんなで支える 各種福祉サービスの推進

～利用しましょう～

誰もが住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていくためには、生活上の課題を改善するさまざまな在宅支援サービスを充実するとともに、サービス提供者の質の確保・向上を図っていくことも重要です。

また、支援が必要な人に適切な福祉サービスが提供されるよう、地域住民、地域福祉活動者、社会福祉協議会、行政が連携し、情報提供の充実を図るとともに、地域の身近な相談窓口で気軽に相談ができるしくみづくりを進めます。

基本目標 4 みんなで進める 人にやさしいまちづくり

～広げましょう～

誰もが身近な地域で安心して安全な生活が送れるよう、地域特性を踏まえた利便性の確保に努めるとともに、日頃から、防災や防犯に対する意識を高めます。地域福祉活動を中心とする日常の支援体制等を整え、地域の福祉コミュニティを向上させ、災害や犯罪に強いまちづくりを進めます。



3 計画の体系

【 総合計画 未来像 】 【 基本理念 】

【 基本目標 】

光・緑・人
輝くとよかわ

ふれあい
みんなでつくる
支えあいのまち
夢のある
元気なまち
とよかわ

1 みんなでふれあい 学ぶ
絆と交流の場づくり
～知りましょう～

2 みんなで創る 助け合い
支えあいのしくみ
～参加しましょう～

3 みんなで支える 各種福祉
サービスの推進
～利用しましょう～

4 みんなで進める 人にやさ
しいまちづくり
～広げましょう～

【 基本方針 】

【 施策 】

1 地域の助け合い意識の醸成	①あいさつ運動の推進 ②助け合い意識の醸成・啓発
2 地域と学校の連携による人づくり 地域づくり	①福祉教育・体験学習の推進 ②地域と学校の連携強化
3 地域の身近な交流・ふれあいの 推進	①地域交流の推進 ②居場所づくりの推進
1 地域における見守り活動の推進	①地域の見守り意識の醸成 ②地域の見守り活動への支援
2 ボランティア・市民活動の促進	①ボランティア・市民活動の活性化への支援 ②人材の育成
3 地域組織活動の促進	①町内会の周知と加入促進 ②地域組織活動への支援
4 地域活動者の役割分担と連携強化	①地域活動者間の交流と連携強化
1 相談支援機能の充実	①身近な総合相談機能の充実 ②行政等の専門相談支援の充実 ③生活に困っている人への支援の充実
2 情報提供の充実	①福祉サービス等のわかりやすい情報提供
3 在宅福祉サービスの充実	①きめ細かな生活支援の充実 ②介護者等への支援
4 権利擁護の推進	①権利擁護体制の充実 ②成年後見制度等の充実 ③虐待の早期発見と対応のしくみづくり
5 サービスの質の向上	①福祉サービスの質の確保・向上
1 身近な地域の暮らしやすさの確保	①地域環境の整備 ②移動困難者に対する支援の充実
2 地域の防災・防犯活動の推進	①地域防災活動の促進 ②地域防犯活動の促進 ③子どもの安全対策の推進

基本目標 1 みんなでふれあい 学ぶ 絆と交流の場づくり

基本方針 1-1 地域の助け合い意識の醸成 ●●●●●●●● ～知りましょう～

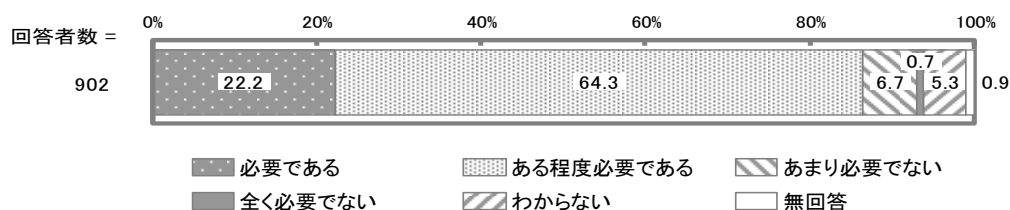
現状と課題

地域には、高齢や障害、また、ひとり暮らしや老老介護、不当な差別や虐待など、さまざまな理由により生きづらさを感じ、支援を必要としている人が増えています。そのような中で、市民の一人ひとりが自ら住んでいるまちの現状を知り、地域に興味をもつことが、まちづくりの原点になります。

市民アンケートからは、住みやすい地域を実現していくうえの問題として、近所付き合いが減っていると感じていると約4割の方が回答しているものの、8割半ばの方が近所の人との相談・助け合いが必要であると感じています。

地域住民のつながりや連携を一層強化するために、日頃からの隣近所でのあいさつ運動の推進や、地域のイベントに気軽に参加しふれあうことで、お互いに支え合う意識の向上を図る必要があります。

■近所の人と相談し合う、助け合うことについて、どのように思うか



資料：地域福祉に関する市民アンケート調査結果（平成 28 年度）

■ ■ ■ 市民からの声（アンケート調査自由意見より） ■ ■ ■

高齢化が進む中、近所との付き合いが少なく、あいさつをする程度で、顔さえ合わせない人もいるのが現状です。お互いのプライバシーの問題から、話も中々出来ず、地域に長く住んでいても寂しい限りです。福祉で一番大切な事は、日ごろからのあいさつや声かけ等をして近所付き合いを良くすることに尽きると思います。（平尾地区・女性・70歳以上）

今後の取り組み

施策① あいさつ運動の推進

支援や介護を必要とする高齢者、障害者、子育て家庭等が地域の中で孤立することのないよう、地域におけるあいさつ運動を推進します。

役割分担	内 容
市 民	○家族や近所の人とあいさつを気軽に交わし、ふれあいの第一歩としましょう。 ○ごみ出しや資源回収時を、あいさつや声かけの機会としましょう。 ○子どもへの声かけを積極的に行い、子どもたちにあいさつを習慣付けさせましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○団体活動やボランティア活動を通じて、さまざまな人と積極的にあいさつ運動を進めましょう。
社会福祉協議会	○見守りネットワークづくりを通じ、あいさつ運動を積極的に進めます。 ○ふれあいサロン活動等を通じてあいさつの必要性を伝えます。
行 政	○地域のあいさつ運動を啓発します。

施策② 助け合い意識の醸成・啓発

障害の有無や生活状況などに関わらず、さまざまな個性を持った人々を認め、お互いに尊重しあい、地域の中でともに暮らしていくために、福祉に関するイベントや講座、活動等を通じて、支えあい・助け合いの意識を育みます。

役割分担	内 容
市 民	○家庭や地域において、支えあい・助け合い意識を育んでいきましょう。 ○障害等に関する理解を深め、適切な配慮をしましょう。 ○助け上手、助けられ上手になることを心がけ、誰もが暮らしやすい地域づくりに努めましょう。 ○地域福祉の意識を育むイベントに進んで参加しましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○連区・町内会及び地域福祉活動推進委員会を単位に、福祉出前講座を利用し、市民の福祉意識の向上に努めましょう。 ○福祉施設でイベント等を開催し、障害等をもつ利用者を理解してもらう契機にしましょう。
社会福祉協議会	○「社協だより」や社協ホームページ、SNS※、各種イベントを通じて、地域福祉に関する意識を啓発します。 ○地域団体やボランティア団体が市民の交流を図るために実施するイベントや事業を支援し、助け合い意識を醸成します。 ○地域住民の地域福祉活動への参加意識を向上させます。
行 政	○「広報とよかわ」等において、福祉活動や人権擁護に関する特集などを掲載し、啓発活動に取り組みます。 ○さまざまな主体が行う住民の支えあい意識を高めるための学習会や交流の機会を支援します。 ○地域の支えあい意識を高めるための福祉関連講座を開催します。

※ SNS：ソーシャルネットワークサービスの略。広く情報を公開するサイトで、すでに加入している人の紹介がないと参加できない招待制のサービスを指すことが多い。主な機能としては、自分のプロフィールや写真を公開する機能、公開範囲を設定できる日記機能、共通のテーマで意見交換や情報交換を行うコミュニティ機能、その他、会員同士のメッセージ機能や訪問履歴を残す機能、カレンダー機能などがある。

基本方針 1-2 地域と学校の連携による人づくり

地域づくり ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

地域住民に地域福祉への理解と関心を深め、地域での助け合いの意識を育むためには、子どもの頃からの福祉教育や地域のさまざまな活動への参加や体験を通して、福祉の心を身につけることが必要です。

本市では、小中学校において、高齢者等との交流を目的とした老人ホームへの訪問や、車椅子や点字を体験する福祉実践教室※で、福祉に対する理解を深めています。また、全小中学校では、学校運営協議会や中学校区ごとの地域代表者会において地域住民との情報交換を行っています。

今後も、福祉教育・体験学習等を通じ、ボランティア・地域福祉活動等への理解と参加を促進するとともに、地域や家庭、学校との連携をさらに強化していく必要があります。



～中部小福祉実践教室より～
盲導犬ユーザーのお話



～中部小福祉実践教室より～
手話体験



～金屋小福祉実践教室より～
車イス体験



～金屋小福祉実践教室より～
ガイドヘルプ体験

※福祉実践教室：市内の小学校・中学校において「総合的な学習の時間」等を利用して、障害者やボランティアを講師に招き、児童・生徒に対し、車いす・手話・点字・要約筆記等の体験学習を行う教室のこと。

今後の取り組み

施策① 福祉教育・体験学習の推進

地域や家庭、学校における福祉教育の推進を図るとともに、地域福祉活動やボランティア活動への参加に結びつく体験やふれあいの機会を確保します。

役割分担	内 容
市 民	○福祉教育に関心を持ち、体験学習の機会に積極的に参加しましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○地域における福祉教育・体験学習に、情報や人材・場の提供等に積極的に協力しましょう。
社会福祉協議会	○若い世代に対しての地域福祉学習体験プログラムを開発し、内容を充実します。 ○市民に対して、福祉のまちづくりに参加するきっかけをつくります。 ○すべての学校で福祉教育に取り組むために、必要な情報提供や機材の貸出などの支援を行います。
行 政	○高齢者や障害者との交流活動、高齢・障害疑似体験、特別支援学校などとの交流教育、総合学習などによるボランティア活動への理解や参加を促す、実践的な福祉教育を進めます。 ○豊川市小中学校人権教育研究会を充実します。

施策② 地域と学校の連携強化

地域の福祉活動の輪を広げていくため、学校行事において地域にある福祉施設との交流活動を進めます。また、学校運営協議会を通じた地域や家庭、学校との連携を深めていきます。

役割分担	内 容
市 民	○身近な地域活動と学校の各種活動との連携を深めましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○団体活動やボランティア活動を通じ、学校行事へ積極的に参加・協力しましょう。 ○学校と地域にある福祉施設との交流を進めましょう。
社会福祉協議会	○「学校の日」等を活用し、地域のさまざまな人材を発掘し、得意分野を活かした地域交流の新たな担い手を創出します。 ○福祉実践教室を通じて、児童・生徒と地域の高齢者等と交流の機会がもてるようにします。
行 政	○学校運営協議会を通じた地域や家庭、学校の連携を図ります。

基本方針 1-3 地域の身近な交流・ふれあいの推進 ●●●●●●●●

現状と課題

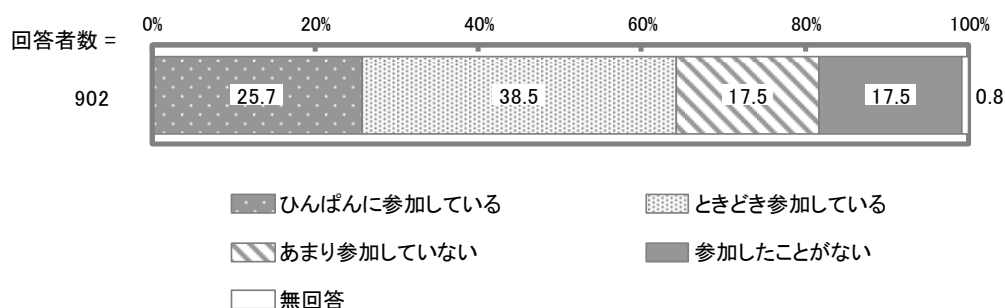
地域での人と人とのつながりを強めるためには、さまざまな交流を進めることが大切です。

本市では、親子参加型のイベントの開催や、サロン活動への支援、地域活動団体と協働※した各種講座や交流の場・機会を提供しています。

市民アンケートでは、ここ5年間の地域の行事や活動への参加状況について、参加しているとの回答が6割強にのぼっています。

今後さらに、地域における交流やふれあいを推進するために、気軽に参加できる地域行事や活動など交流の機会の提供や、安心して気軽に立ち寄れる居場所づくりを推進していく必要があります。

■最近5年間の地域の行事や活動への参加状況について



資料：地域福祉に関する市民アンケート調査結果（平成28年度）



～ 三世代グランドゴルフ大会 ～



～ 三世代餅つき大会 ～

※協働：複数の主体が、共通の目的に対し、対等な立場で協力しながら活動すること。

今後の取り組み

施策① 地域交流の推進

地域において、気軽に参加できるさまざまな世代間交流の機会や行事を企画するなど、交流の機会づくりを推進し、地域の絆を強めます。

役割分担	内 容
市 民	○町内会や地域福祉活動推進委員会、老人クラブ、子ども会、青年団等が主催する世代間交流の機会に気軽に参加しましょう。 ○町内会の清掃や市民館まつり等の行事にみんなで参加しましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○町内会や地域福祉活動推進委員会、老人クラブやボランティア・市民活動団体等における世代間交流を積極的に進めましょう。 ○若者に気軽に参加してもらえ、地域福祉活動にしていきましょう。 ○世代間交流を目的とした気軽に参加できるイベント等を開催しましょう。
社会福祉協議会	○地域福祉活動推進委員会、老人クラブやボランティア・市民活動団体等が住民向けに企画する世代間交流活動を支援します。
行 政	○地域などで、気軽に参加できる世代間交流の場や機会を提供します。 ○親子参加型の催し物の開催や子育てサークルへの支援により、保護者同士の交流・仲間づくりを促します。

施策② 居場所づくりの推進

さまざまな人がお互いにふれあい、つながりや絆を深めるために、安心して気軽に立ち寄ることができる居場所づくりを推進します。

役割分担	内 容
市 民	○行事やふれあいの機会を通して、地域の人と親しく話し合いながら、福祉に関する意識を育てましょう。 ○地域の子育てや介護に対する意識を高めるためのセミナー等に気軽に参加しましょう。 ○地域のふれあいサロン活動に気軽に参加しましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○地域の子育て相談や子育てサークル活動に進んで協力しましょう。 ○ふれあいサロン活動に進んで協力しましょう。 ○福祉施設を開放し、地域住民との交流を深めましょう。
社会福祉協議会	○ふれあいサロン活動を支援します。 ○地域の子育て相談や子育てサークルの活動等を支援します。 ○幼稚園・保育園や小・中学校の行事、町内会行事等における子どもの交流を通じて、市民の交流を進めます。
行 政	○子育て支援団体や地域福祉活動推進委員会等と協働し、子育てに対する住民の理解を深めるための学習や交流の機会をつくります。 ○ファミリー・サポート・センター事業や子育てサポーター養成講座を通じて、地域における子育てを支援します。 ○認知症や介護についての理解を深め、相談ができる場づくりを支援します。 ○市民の交流活動を促進するため、老朽化する市民館を計画的に更新など行い、活動拠点の確保と提供を図ります。 ○町内会活動の拠点となる集会施設等の整備を支援します。

※ファミリー・サポート・センター事業：育児の援助を受けたい人と援助してくれる人が会員となり、育児について助け合う組織で、ファミリーサポートセンターのアドバイザーが会員相互の依頼と援助の調整を行う。

※子育てサポーター：子育てやしつけに関する悩みを持つ親の相談に対して、伴走者として共感し、アドバイスを行う人材のこと。

基本目標 2 みんなで創る 助け合い 支えあいのしくみ

～参加しましょう～

基本方針 2-1 地域における見守り活動の推進 ●●●●●●●

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行により、地域の間人関係や家族関係が希薄化し、社会で孤立して生活する人が増加しています。

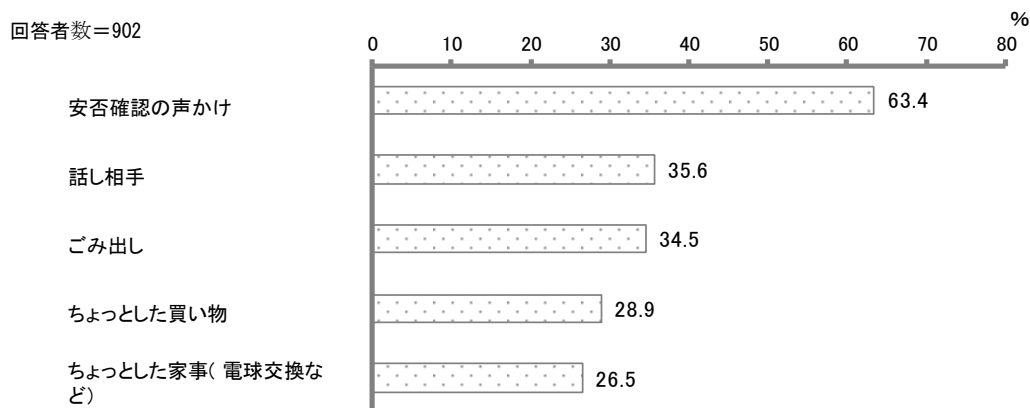
本市では、地域の見守り意識の啓発として、地域の支援者に見守りガイドブック^{※1}を配付するとともに、地域の高齢者等を見守りについて、関係団体や企業と協定を締結するなど、見守りネットワークづくりを進めています。

また、社会福祉協議会では、市内 30 地区に地域福祉活動推進委員会^{※2}を設置し、地域見守りネットワークの構築・運営支援に努めるとともに、ふれあい電話訪問事業^{※3}等を通じて、ひとり暮らし高齢者等を見守り活動を進めています。

市民アンケートでは、近所で困っている人がいた場合、「手助けできること」として、「安否確認の声かけ」と回答した方が約 6 割となっています。

今後も、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者、障害者等、地域で支援を必要とする人の増加が見込まれ、日頃からの市民一人ひとりの見守り意識をより一層高めるとともに、地域の見守り活動をさらに進めていく必要があります。

■近所で困っている人がいた場合、「手助けできること」（上位 5 項目）



資料：地域福祉に関する市民アンケート調査結果（平成 28 年度）

※1 見守りガイドブック：見守り方法の紹介や個人情報保護の問題等、見守り活動のポイントについて整理したもの

※2 地域福祉活動推進委員会：社会福祉協議会が連区または校区を単位に設置を推進している組織。身の回りに起こっている生活上の問題を、地域住民一人ひとりが共通の問題として理解し、地域にある各種団体や住民の参加と協力により、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を住民自らがつくり出していくことを目的とする。

※3 ふれあい電話訪問事業：ひとり暮らしの高齢者等に対して、電話での安否確認や訪問による見守り支援を行う事業。

今後の取り組み

施策① 地域の見守り意識の醸成

一人ひとりの市民が、地域での見守りの大切さ・必要性について、自ら気づき、自分ができる見守り活動を考える機会をつくります。

役割分担	内 容
市 民	○見守りの必要な世帯に気を配り、回覧板を回す時など日常生活の中で声をかけていきましょう。 ○日頃から隣近所で、見守りや助け合いを意識した行動を考えましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○市民と連携し、組織的な見守り体制づくりに協力しましょう。
社会福祉協議会	○高齢や障害に関する理解を深める機会を設け、地域における見守り意識を高めます。 ○ふれあいサロン活動を支援します。
行 政	○地域の見守り意識の大切さを啓発します。

施策② 地域の見守り活動への支援

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障害者等、日常生活において支援が必要な人を地域で見守り、支えあう地域づくりを推進します。

また、潜在化している支援を必要としている人の早期発見に努めます。

役割分担	内 容
市 民	○地域におけるきめ細かな見守り活動を継続的に進めていきましょう。 ○ひとり暮らし高齢者など、特に見守りが必要な人の把握に努めましょう。 ○地域の見守り活動を効果的に行っていくために、地域での話し合いを進めましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○市民との連携のもと、地域の見守り活動に協力しましょう。 ○ふれあいサロンを通じて、高齢者の見守り活動を進めていきましょう。
社会福祉協議会	○研修会等を通じて、見守りに関する知識や方法を普及します。 ○ふれあいサロンを通じて、高齢者の見守り活動を支援します。
行 政	○地域の見守り活動を支援します。

基本方針 2-2 ボランティア・市民活動の促進 ●●●●●●●●

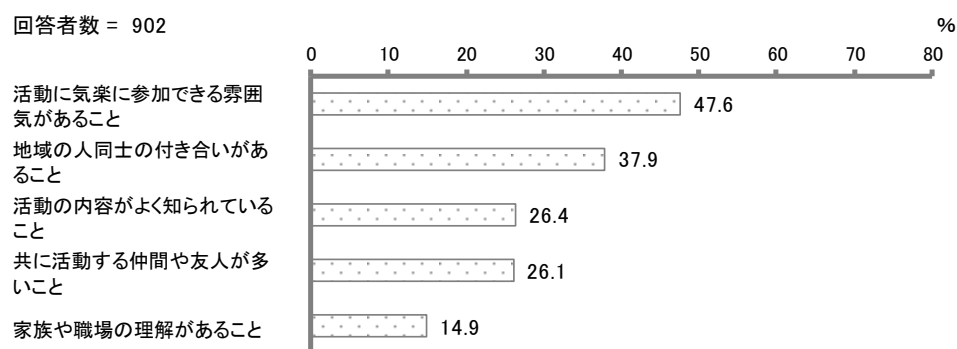
現状と課題

本市では、「とよかわボランティア・市民活動センタープリオ」と「とよかわボランティア・市民活動センターウィズ」を拠点とし、ボランティア・市民活動を支援してきました。また、ボランティア・市民活動体験講座やコミュニティリーダー養成講座を開催し、人材育成を推進しています。

市民アンケートでは、ボランティア等が活発になるために必要なこととして、「活動に気楽に参加できる雰囲気があること」の割合が約5割、「地域の人同士の付き合いがあること」の割合が約4割となっています。活動者アンケートでは、活動の中で困っていることとして、「メンバーが高齢化してきている」の割合が約5割となっており、ボランティア・市民活動においても高齢化が進み、若年層への参加を促進する必要があります。

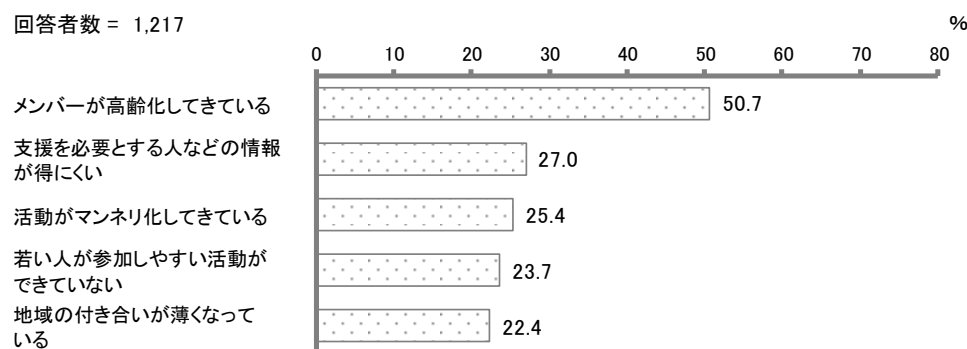
今後、ますます多様化する地域の福祉課題に対応していくためには、地域の多くの人にボランティア等の活動へ気軽に参加してもらうための仕組みづくりが求められています。

■ ボランティア等が活発になるために必要なこと（上位5項目）



資料：地域福祉に関する市民アンケート調査結果（平成 28 年度）

■ 地域福祉活動の中で困っていること（上位5項目）



資料：地域福祉活動に関する活動者アンケート調査結果（平成 28 年度）

今後の取り組み

施策① ボランティア・市民活動の活性化への支援

住民参加を促進し、ボランティア・市民活動の活性化につなげるために、誰もが気軽に参加し、活動しやすい体制づくりを推進します。

役割分担	内 容
市 民	○ボランティア・市民活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
地域団体、 ボランティア・ 市民活動団体等	○ボランティア・市民活動へ参加するきっかけをつくりましょう。 ○気軽に参加できるボランティア体験や地域福祉活動等を通して、仲間づくりを広げましょう。 ○サロン活動や地域行事に積極的に協力しましょう。
社会福祉協議会	○「社協だより」や社協ホームページ、SNS等を活用し、ボランティア・市民活動を積極的に紹介します。 ○各種ボランティア養成講座を開催するとともに、ボランティア・市民活動を支援します。 ○ボランティアのニーズの把握やボランティア・市民活動情報の整理を行い、情報提供やコーディネート業務を行います。
行 政	○「広報とよかわ」や市ホームページ、企業の情報誌など、多様な情報媒体を活用し、ボランティア・市民活動の周知を進めます。 ○とよかわボランティア・市民活動センタープリオとウィズの2拠点を中心にボランティア・市民活動の活性化を支援します。 ○ボランティア・市民活動センタープリオで、ボランティア登録一覧表を作成し、情報発信を行うとともに、ボランティアのニーズの把握やコーディネート業務の充実を図ります。

施策② 人材の育成

地域福祉活動を推進するため、ボランティア・市民活動を担う人材の育成を行います。

役割分担	内 容
市 民	○各種ボランティア・市民活動に関する学習会に気軽に参加しましょう。
地域団体、 ボランティア・ 市民活動団体等	○ボランティアリーダー養成のためのプログラムを作成しましょう。 ○地域リーダー育成研修へ積極的に参加しましょう。
社会福祉協議会	○各種ボランティア養成講座を開催するとともに、養成講座修了者に対して、継続的な支援を行います。 ○ボランティアリーダー養成講座を開催します。
行 政	○ボランティアや地域活動者、地域リーダーを育成します。 ○若い世代や定年退職後の市民に対する育成に取り組んでいきます。 ○健康づくり推進員の養成講座受講対象者を拡大します。

基本方針 2-3 地域組織活動の促進 ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

地域における福祉課題が複雑化しているなか、町内会は地域活動の重要な担い手であり、その支援が求められています。

また、市民アンケートでは、福祉サービスに関する情報の入手方法として、「町内会の回覧板」との回答が4割で最も高く、町内会への加入が福祉情報の啓発につながっていることが伺えます。

本市では、町内会が加入促進を図るための事業を実施した場合に必要な経費を補助するなど、地域組織活動への支援を行っていますが、町内会加入率は年々減少しています。

今後さらに、町内会の加入メリットに関するチラシの配布など加入促進に向けて啓発をさらに進めるとともに、地域における見守り活動や助け合い活動を継続的に実施するためにも、町内会活動へのさまざまな支援を行うことが必要です。

■ ■ ■ 市民アンケート自由意見・地域福祉懇談会からの声 ■ ■ ■

- 
- ・新規町内移住者の町内会加入者が少ないのでゴミ等のルールが守られない。町内会加入者がいないと地域での支え合い、福祉のまちづくりも出来ないと思います。
(市民アンケート自由意見：中部地区・70歳以上男性)

- 
- ・すべての活動は人づくりから。組織は最小限度にし、中身を充実させる。皆が大切と思う組織づくりを行う。
(地域福祉懇談会)

今後の取り組み

施策① 町内会の周知と加入促進

未加入者や転入者に対し、町内会の活動目的や内容を伝え、加入を促します。

役割分担	内 容
市 民	○町内会活動に関心を持ち、町内会に加入しましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○町内会活動への積極的な参加を促しましょう。 ○町内会等と地域情報を共有する機会を持ちましょう。
社会福祉協議会	○町内会への加入促進を支援し、地域のつながりを強めます。
行 政	○集合住宅に引っ越してきた若い世帯などに町内会の活動内容を周知し、管理者や大家等さまざまな方面から加入促進を図ります。 ○町内会のメリットを効果的に伝え、加入を促進します。 ○町内会への加入促進に向けて、パンフレット等を作成し、未加入者へ周知します。

施策② 地域組織活動への支援

誰もが地域活動がしやすい環境をつくるため、活動母体となる組織への支援を行います。

役割分担	内 容
市 民	○町内会のしくみを変えるなど、負担感が軽減されるよう工夫しましょう。 ○誰が役員になっても協力できる体制・組織をつくりましょう。 ○効果的な町内会活動に向けて、役員任期や役員交代の工夫を地域で検討しましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○地域福祉活動やボランティア活動と町内会との連携を強化しましょう。 ○地域の見守り支えあい活動、ふれあいサロン活動等の運営に協力しましょう。
社会福祉協議会	○ボランティア・市民活動団体と町内会との連携を強化します。
行 政	○町内会へ市政全般に関するわかりやすい情報を提供します。 ○町内会への地域活動交付金の支給を通じて、地域組織活動を支援します。 ○子ども会事業として、単位子ども会、中学校区助成金を継続し、活動を支援します。

基本方針 2-4 地域活動者の役割分担と連携強化 ● ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

本市においても、近所付き合いが希薄化している中、支援を必要とする人への見守りや効果的な支援について、町内会を始め、民生委員児童委員^{※1}や福祉委員、ボランティアなどさまざまな活動者が連携し、役割分担により支援の取組みが進められてきました。

社会福祉協議会では平成 29 年度から高齢者相談センター^{※2}(出張所含む)が市内 9ヶ所に設置されたことに併せて、コミュニティソーシャルワーカー^{※3}を全ての高齢者相談センターに配置し、地域にあるより身近な福祉課題や困りごとを地域住民と共に解決するための体制づくりを進めています。

今後は、地域福祉懇談会や地域福祉活動推進委員会等における地域福祉課題の解決に向けた協議や取組みにおいて、コミュニティソーシャルワーカーが専門的な立場から支援するなど、互助機能の強化が求められています。

※1 民生委員児童委員：民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる民間の奉仕者。厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。また、児童福祉法による児童委員を兼務する。

※2 高齢者相談センター：豊川市における地域包括支援センターの呼び名。高齢者に関する虐待や権利擁護などの総合相談、「要支援1」「要支援2」と認定された方の介護予防プランの作成、要支援や要介護状態にならないための介護予防事業等を行っている。9ヶ所のうち、5ヶ所は出張所である。

※3 コミュニティソーシャルワーカー：略してCSWという。地域において、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門職。具体的には、地域活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度を関係機関等と連携して調整を行う。

今後の取り組み

施策① 地域活動者間の交流と連携強化

地域活動者の役割分担を明確にするとともに、それぞれ活動者同士の交流を図る場を確保し、連携を強化します。

役割分担	内 容
市 民	○町内会や民生委員児童委員、福祉委員の役割と活動について関心を持ち、活動に協力しましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○民生委員児童委員、福祉委員やボランティアをはじめとする地域福祉活動者を対象とした研修に参加し、それぞれの役割を理解し連携しましょう。 ○毎年、社会福祉協議会と合同で地域福祉懇談会を開催し、地域の福祉課題や困りごとの解決に向けて話し合いましょう。
社会福祉協議会	○「社協だより」や社協ホームページ、SNS等により、情報発信を行うことで、さまざまな活動を周知します。 ○地域福祉懇談会等を通じて、民生委員児童委員、福祉委員をはじめとする地域福祉活動者間で連携がとれる、地域に合ったネットワークづくりを支援します。 ○コミュニティソーシャルワーカー等が地域福祉懇談会に参加し、専門的な立場から活動者同士の連携を支援します。
行 政	○要支援者、生活困窮者の発見や、虐待の早期発見、見守り活動に向けて、民生委員児童委員、福祉委員、防犯ボランティア等との連携を強化します。 ○各種制度改正等に伴う社会福祉事業に対して、地域活動体制がスムーズに対応できるよう支援します。 ○地域福祉懇談会において出された地域課題の解決に向け、コミュニティソーシャルワーカー等を配置します。

基本目標 3 みんなで支える 各種福祉サービスの推進

～利用しましょう～

基本方針 3-1 相談支援機能の充実 ●●●●●●●●

現状と課題

地域における福祉課題が複雑・多様化する中、その課題を気軽に相談できる人や相談窓口が身近にあることが大切です。

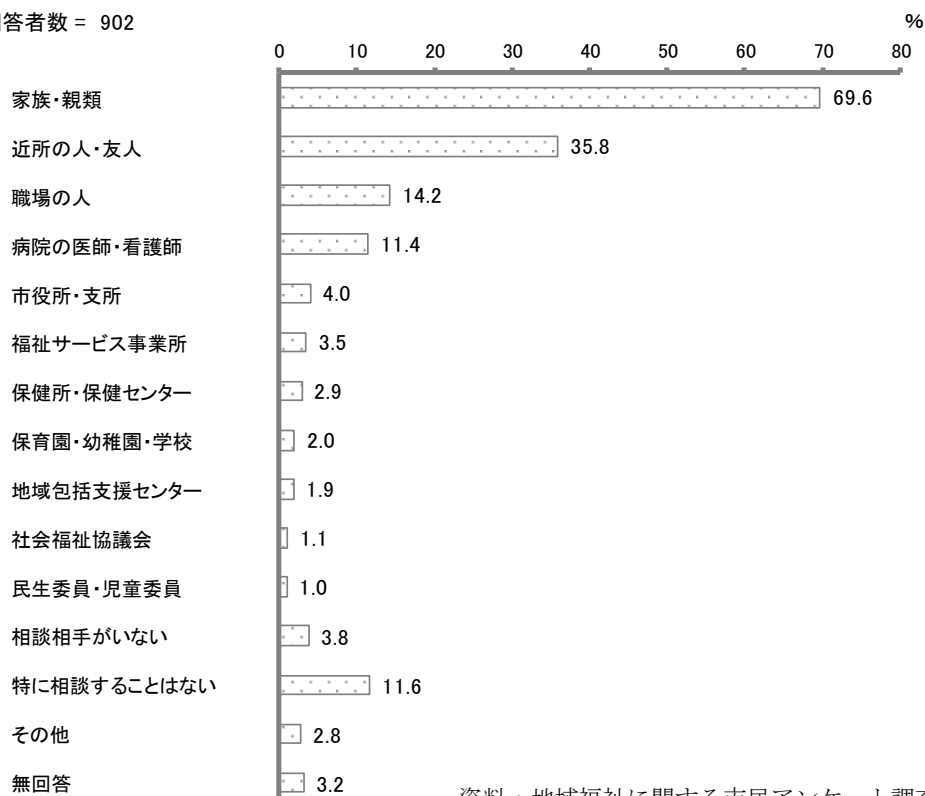
本市では、身近な地域の支援者である民生委員児童委員などの地域福祉活動者や、公的機関の高齢者相談センターや障害者相談支援センター※¹、子育て支援センター※²等において、さまざまな相談に対応しています。

しかし、市民アンケートでは、悩みや不安についての相談相手として、「家族・親類」「近所の人・友人」の割合が高く、公的機関への相談割合が低くなっています。

今後、相談窓口等を広く周知するとともに、複雑・多様化する課題や専門的な相談に対応するため、相談員の資質向上やさまざまな専門機関との連携を強化する必要があります。

■ 悩みや不安についての相談相手

回答者数 = 902



資料：地域福祉に関する市民アンケート調査結果（平成 28 年度）

今後の取り組み

施策① 身近な総合相談機能の充実

必要なときに気軽に相談できる身近な相談窓口の充実を図ります。

役割分担	内 容
市 民	○身近な相談窓口に関心を持ち、悩みや不安があるときは、一人で悩まずに気軽に相談するよう心がけましょう。 ○不安や悩みを抱え込んでいる人を日頃から気にかけてみましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○民生委員児童委員や福祉委員などの活動を通じて、身近な相談支援を行いましょう。 ○相談内容に応じて必要性を判断し、行政や専門機関につなげましょう。
社会福祉協議会	○コミュニティソーシャルワーカーを配置した窓口をはじめ、高齢者相談センター等が連携し、総合的な相談に対応できる窓口の充実を図ります。 ○住民にとって身近な相談相手である、民生委員児童委員や福祉委員など地域福祉活動者との連携を強化します。
行 政	○市役所や各種相談窓口の一覧表を作成し、周知します。 ○各課の業務内容をわかりやすく表示するとともに、適切な窓口へ誘導できる体制を整えます。 ○相談事業の利用者に、的確かつ迅速に適切な支援をするため、各種相談員や社会福祉協議会等との連携を強化します。

※1 障害者相談支援センター：障害者の多様なニーズに対応するため、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取り組み、地域移行・地域定着の促進の取り組み、権利擁護・虐待防止の取り組みや障害者地域自立支援協議会の運営などを行うセンター。

※2 子育て支援センター：就学前の子どもを育てているご家庭を対象に、日頃の子育ての心配ごとや悩みについての相談や、子育てに役立つ情報の収集や提供などを行うセンター。

施策② 行政等の専門相談支援の充実

複雑・多様化する課題や専門的な相談に対応するため、各種相談員の資質向上や専門機関との連携強化を図ります。

役割分担	内 容
市 民	○民生委員児童委員や福祉委員等の身近な相談窓口を通じ、相談するようにしましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○専門相談支援の充実に向けて、情報や課題の共有に向けた連携を強化しましょう。 ○住民ニーズを踏まえ、相談活動を支援しましょう。
社会福祉協議会	○高齢者相談センター、障害者相談支援センター等に配置した相談員やコミュニティソーシャルワーカーの資質向上に努めます。
行 政	○各種相談員の資質向上を図るため、研修等の情報を提供します。 ○社会福祉協議会や地域における相談窓口となる民生委員児童委員等との連携を緊密に行います。 ○相談窓口で受け付けた相談について、関係する専門機関と連携をとりながら対応します。

施策③ 生活に困っている人への支援の充実

地域やさまざまな関係機関との連携により、生活困窮者の早期発見と自立に向けた支援を行い、生活困窮状態からの脱却を図ります。

役割分担	内 容
市 民	○生活困窮に至る前に早い段階で相談しましょう。 ○地域で困りごとを抱えた人がいたら、身近な相談窓口で相談しましょう。
地域団体、 ボランティア・ 市民活動団体等	○複合的な課題の解決に向けて、関係する機関や団体が連携して支援を行いましょう。
社会福祉協議会	○自立した生活への立て直しに向けた資金貸付に関する相談を行います。 ○関係機関との連携強化を図ります。
行 政	○生活困窮者の生活課題の解決に向けて、本人の状況に応じた支援を行います。 ○関係機関や民生委員児童委員、福祉サービス事業所など、さまざまな社会資源との連携を図り、支援体制の充実を図ります。

基本方針 3-2 情報提供の充実 ● ● ● ● ● ● ● ●

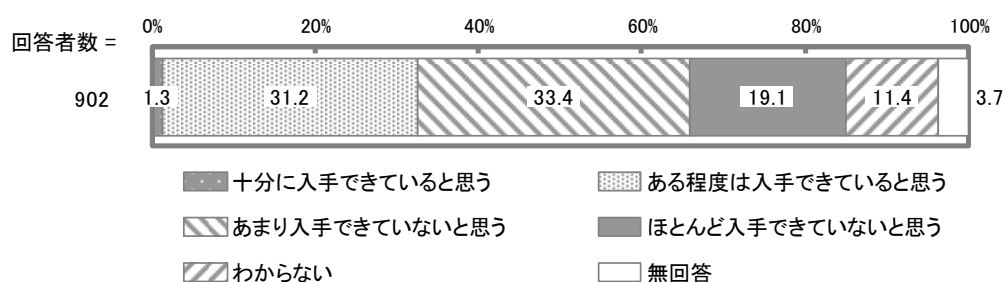
現状と課題

市民が安心して福祉サービスを利用できるよう、各種福祉サービスの情報を容易に入手できる仕組みづくりが求められています。

市民アンケートでは、福祉サービスに関する情報の入手状況について、入手できていると思う人は約3割、入手できていない人は約5割となっています。また、福祉サービスに関する情報の入手方法は、「町内会の回覧板」、「市役所などの広報誌」、「インターネット」等さまざまです。

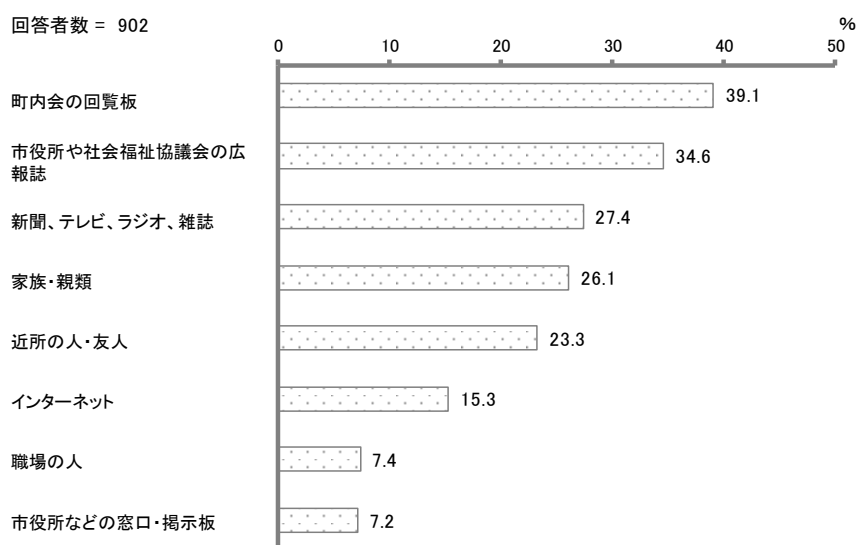
本市では、広報紙やホームページ等を通して情報を発信していますが、福祉サービスや制度等について、誰にでもわかりやすく、適正な情報提供を行う必要があります。

■福祉サービスに関する情報の入手状況



資料：地域福祉に関する市民アンケート調査結果（平成 28 年度）

■福祉サービスに関する情報の入手方法（主なもの）



資料：地域福祉に関する市民アンケート調査結果（平成 28 年度）

今後の取り組み

施策① 福祉サービス等のわかりやすい情報提供

市民にわかりやすく、受け取りやすい情報発信を行うとともに、誰もがスムーズに情報を受け取れるよう、情報のバリアフリー化やユニバーサルデザインを進めます。

役割分担	内 容
市 民	○福祉サービス等の情報に関心を持ち、有効に活用しましょう。 ○口コミの効果を意識し、正しい情報を身近な人に広げましょう。 ○地域団体の広報紙に目を通すなど、福祉活動に関する情報を積極的に入手するよう心がけましょう。 ○身近な地域の情報のうち緊急性の高い情報は、積極的に関係機関に連絡しましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○地域の公共施設やボランティア・市民活動センター等における各種団体活動を通じて、市民に向けた情報発信を強化しましょう。 ○民生委員児童委員、福祉委員やボランティア・市民活動を通じ、福祉サービスの情報を提供しましょう。 ○住民との懇談会やふれあいサロン等の地域福祉活動への参加を通じて、福祉サービスの情報を提供しましょう。 ○地域活動やボランティア活動を通じて得られた地域福祉に関する情報を整理し、効果的に発信していきましょう。 ○地域団体の活動を紹介するチラシ等の回覧を行い、積極的な広報活動に努めましょう。
社会福祉協議会	○「社協だより」や社協ホームページ、SNS等を活用し、市民が情報を入手しやすい伝達方法により情報を提供します。 ○「広報とよかわ」「社協だより」等の点訳・音訳・声のたより事業を実施します。 ○コミュニティソーシャルワーカーの地域支援を通じて、各地域の身近な課題の把握に努め、地域問題の解決に向けた支援に役立てます。
行 政	○「広報とよかわ」や市ホームページ等の工夫・改善により、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくり等に関するサービス情報を一層わかりやすく提供します。 ○福祉サービス等の情報が行き届くよう、支援を必要とする人に直接かわる民生委員児童委員、介護支援専門員^{※1}（ケアマネジャー）、相談支援専門員^{※2}、市民活動団体、事業者、医療機関等への福祉情報の提供を充実します。 ○IT機器など新たな媒体を活用し、効果的な情報を発信します。

※1 介護支援専門員：介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う者をいう。「介護支援専門員」は、ケアマネジャーの仕事に必要な資格の名称でもある。

※2 相談支援専門員：障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

基本方針 3-3 在宅福祉サービスの充実 ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

高齢者や障害者等、地域で支援を必要としている人が安心して生活できるよう、個々のニーズを踏まえた在宅支援・サービスの提供を充実させることが大切です。

本市では、支援が必要な方へ切れ目のないサービスを提供するため、関連する個別計画に基づいた公的な福祉サービスや、社会福祉協議会や地域活動者による福祉活動やボランティアなどによる支援が提供されていますが、福祉ニーズは多様化しており、その新たな福祉ニーズに効果的に対応していくことが必要です。

また、関係団体ヒアリングでも、新たな社会資源の発掘や情報提供が求められています。

今後も、支援を必要とする人とその家族等に必要なサービスが提供されるよう、よりきめ細かな福祉サービスの充実を図る必要があります。

今後の取り組み

施策① きめ細かな生活支援の充実

行政、社会福祉協議会、事業者やNPO^{※1}等あらゆる主体が支援に必要な生活支援サービスの充実について取り組んでいきます。

役割分担	内 容
市 民	○市民の身近な生活課題に関心を持ち、周囲の困っている人へ気軽な手助けを行いましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○安否確認を兼ねた配食や訪問等の支援を行いましょう。 ○家事支援など地域の中で必要なサービスについて、住民が主体となったサービスの創出を考えましょう。
社会福祉協議会	○身近できめ細かな生活支援のニーズ把握に努め、必要なサービスを地域住民と協議し、開発していきます。 ○地域住民の福祉課題に応じた、在宅支援メニューを改善・開発します。 ○会食・配食ボランティア活動を支援します。 ○生活支援コーディネーター ^{※2} が日常生活をサポートするボランティアを育成し、住民の支えあい活動を推進します。
行 政	○サービス利用者のニーズを把握したうえで、きめ細かな在宅支援サービスの提供を促進します。 ○生活支援コーディネーターを高齢者相談センターに配置し、生活支援サービスの担い手の養成やその活用を推進します。

※1NPO：特定非営利活動法人。非営利で不特定多数への利益の増進に寄与することを目的とする活動法人で、特定非営利活動促進法により設立された民間非営利団体をいう。

※2 生活支援コーディネーター：高齢者への生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う。

施策② 介護者等への支援

在宅で介護している家族等を対象に、介護方法等の情報提供とともに、介護者の負担軽減を図るため、情報交換し合う交流の場等を提供します。

役割分担	内 容
市 民	○介護者が一人で悩みを抱え込まないよう、介護者教室や当事者組織の活動に参加するよう声かけをしましょう。 ○認知症サポーター※養成講座等に積極的に参加し、認知症への理解を深め、見守りや声かけをしましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○高齢者への介護事業や障害者への在宅支援サービス事業を行い、支援しましょう。 ○活動を通じて得られた事例などの情報を共有する話し合いに参加しましょう。
社会福祉協議会	○高齢者相談センター等で開催している介護者交流会など、介護者支援の場を充実します。 ○連区、町内会及び地域福祉活動推進委員会を中心に、介護者教室を企画し、介護に関する知識の習得を促すとともに、介護者同士の交流を支援します。 ○認知症サポーターの養成に協力し、認知症の方にやさしいまちづくりを支援します。
行 政	○介護保険法や障害者総合支援法を踏まえたサービス提供体制の充実に向けて、制度の内容やしくみ、手続きの方法について引き続き周知を図ります。 ○介護を担っている家庭の経済的な負担を軽減するため、在宅介護を支援する制度を総合的に実施します。

※認知症サポーター：認知症について理解し、認知症の人やその家族を見守る人で、養成講座を受けてサポーターとなる。

基本方針 3-4 権利擁護の推進 ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれ、また、知的障害や精神障害のある人なども増加しており、権利擁護に関する支援を必要とする人は増加傾向にあります。

本市では、成年後見制度[※]や日常生活自立支援事業[※]の周知や利用促進に努めるとともに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な高齢者や障害者に対し、助成を行っています。また、社会福祉協議会では、成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の相談業務や法人として成年後見人等の受任を行っています。

今後、判断能力が不十分で何らかの権利擁護の支援を必要とする人は、ますます増加が予想されるため、権利擁護に関する周知や啓発に努めるとともに、虐待防止に向けた相談体制の整備も必要です。

今後の取り組み

施策① 権利擁護体制の充実

高齢者や障害者、子ども等に対する虐待防止と早期発見に努め、当事者の権利を守ります。

役割分担	内 容
市 民	○地域の中で困っている人を発見したら、できるだけ早い段階で民生委員児童委員や専門相談機関へ連絡しましょう。 ○ひとり暮らしの高齢者や障害者が悪質商法などの被害に遭わないように見守りや声かけをしましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○日頃から近隣との交流や連携を深め、地域ぐるみで困っている人を支援につなげていく関係づくりを進めましょう。 ○福祉サービスを提供する事業者は、要援護者の支援につなげるため、地域との関係づくりや連携を強化しましょう。 ○高齢者や障害者、子ども等に対する理解を深めるための学習の機会をつくり、権利擁護に配慮した活動等に取り組みましょう。
社会福祉協議会	○高齢者や障害者、子ども等のさまざまな権利擁護に関する総合相談体制の充実を図り、自分らしい生活の実現に向けた支援を行います。 ○地域において虐待、悪質商法、成年後見制度などをテーマにした権利擁護に関する学習会を開催し、要援護者に対する市民の理解を進めます。 ○地域の関係団体との協働により、市民一人ひとりの権利が擁護される福祉活動を支援します。
行 政	○権利擁護に関する情報提供や周知に努めるとともに、対象者の把握や利用促進に取り組みます。

※成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

※日常生活自立支援事業：認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。実施主体は、都道府県社会福祉協議会。

施策② 成年後見制度等の充実

成年後見制度を必要とする人に対する相談、利用支援体制を充実し、制度のより一層の普及と啓発に努めます。

役割分担	内 容
市 民	○成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度に関する理解を深めるよう心がけましょう。 ○地域の中で、判断能力が不十分な高齢者や障害者で困っている人を発見したら、できるだけ早い段階で民生委員児童委員や専門相談機関へ連絡しましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度に関する理解を深める学習の機会をつくり、制度の普及啓発に協力しましょう。 ○福祉サービスを提供する事業者は、判断能力が不十分な要援護者の支援につなげるため、関係機関との連携を強化しましょう。 ○利用者や家族からの相談を成年後見支援センターにつなぎ、必要な支援を行いましょう。
社会福祉協議会	○成年後見支援センターにおいて、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図り、支援を必要とする人の早期発見と利用相談を行います。 ○成年後見制度の利用や後見活動が適切に行われるように、地域の専門職団体など関係機関が連携したネットワークの構築に取り組みます。 ○法人として成年後見人等の受任を行い、後見業務に取り組みます。
行 政	○成年後見制度や日常生活自立支援事業を周知し、適切な利用を進めます。 ○成年後見制度の適切な利用にあたっては、成年後見支援センターを始め、地域の医療、介護等の既存の資源や仕組みを活用しながら、関係機関等との連携を図りつつ進めます。 ○成年後見制度の利用にかかる要望に対応するため、市民後見人の育成について、成年後見支援センターを始め関係機関と協議し、その活用を図ります。

施策③ 虐待の早期発見と対応のしくみづくり

虐待を重大な人権侵害と捉え、虐待を認めない地域社会の構築を目指します。

役割分担	内 容
市 民	○日頃から虐待に関して理解を深め、市民がお互いに支えあえるよう心がけましょう。 ○虐待を発見した場合や虐待の疑いがあると気付いた場合には、速やかに通報しましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○虐待のおそれがある事例について、必要な情報収集に努め、要援護者及び養護者を含め適切な支援につなげましょう。 ○地域福祉活動やボランティア・市民活動を通じて、虐待の疑いが感じられる場合には、速やかに関係機関に連絡しましょう。 ○事業所職員による虐待を防止するため、虐待に関する研修会等を組織内で行うとともに、必要な管理体制を構築しましょう。
社会福祉協議会	○地域福祉活動の推進と地域の見守りネットワークを通じて、虐待防止の啓発や早期発見、相談支援体制の構築を進めます。 ○虐待に対しては、関係機関と連携して必要な支援を行うとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業を適切に活用します。
行 政	○高齢者や障害者、子ども等への虐待の実態把握に努め、必要な支援を充実します。 ○虐待に関する相談機能の充実を図り、相談窓口の広報と周知を行います。

基本方針 3-5 サービスの質の向上 ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

地域で安心して暮らしを続けていくためには、必要なサービスを自ら選択し、決定する権利が保障される必要があります。そのためには、サービス量の確保とともに、福祉サービスの質の確保、向上を図ることが重要です。

本市では、サービス提供事業者の資質向上のための各種研修に関する情報発信や運営指導を行っています。

社会福祉協議会では、市と連携し、サービス提供事業者の情報共有の機会を設けるとともに、サービス提供事業者の人材の育成に必要な各種研修を行っています。

今後は、「東三河広域連合介護保険事業計画※」、「豊川市高齢者福祉計画」や「豊川市障害者福祉計画」、「豊川市障害福祉計画・豊川市障害児福祉計画」、「豊川市子ども・子育て支援事業計画」等の個別計画に基づいた福祉サービスを充実させていくとともに、サービス提供事業者との連携を強化し、利用者にわかりやすい情報公開を進め、福祉サービスの質の向上を図る必要があります。

※東三河広域連合介護保険事業計画：東三河広域連合は、各構成市町村が実施している事務を効率的に実施するために、平成 27 年 1 月 30 日に設立された。構成市町村は、豊川市を始め、豊橋市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村の 5 市 2 町 1 村。平成 30 年 4 月に東三河地域で介護保険者が統合されることに伴い、東三河広域連合としての介護保険事業計画を策定するもの。

今後の取り組み

施策① 福祉サービスの質の確保・向上

サービス提供事業者に対する情報提供・助言とともに、サービス利用者に対するわかりやすい情報公開により、サービスの質の向上を図ります。

役割分担	内 容
市 民	○福祉施設やサービス事業所等の地域の福祉資源に関心を持ちましょう。 ○サービス利用における疑問点は、事業者から十分に聞き取り、納得した上でサービスを利用しましょう。 ○サービス利用における苦情は、事業者や市などの相談窓口に申し出ましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○福祉サービスの質の確保と向上のため、団体メンバー間の情報交換・情報共有を進めましょう。
社会福祉協議会	○行政と協力し、福祉施設等の地域の福祉資源に関する情報を集約・整理し、情報を発信します。
行 政	○県と連携し、サービス提供事業者への情報提供や的確な指導を実施します。 ○サービス提供事業者の事業の健全な運営及び円滑な事業展開を推進するため、事業者の連絡会などを活用した情報提供や指導により福祉サービスの質の向上を促します。

基本目標 4 みんなで進める 人にやさしいまちづくり

～広げましょう～

基本方針 4-1 身近な地域の暮らしやすさの確保 ●●●●●●●●

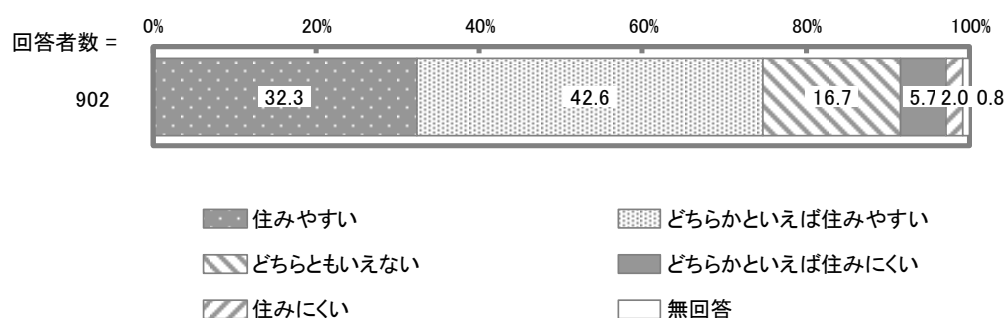
現状と課題

年齢や障害の有無などに関わらず、すべての市民が社会参加をするためには、ハードとソフトの両面からユニバーサルデザイン※のまちづくりを進める必要があります。

本市では、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい道路・公園等公共施設の整備について、計画的に進めるとともに、地域のニーズに対応したバスの運行等、市域全体の一体性を高める公共交通ネットワークの形成を進めています。また、障害等による移動困難者への支援については、社会福祉協議会では福祉車両の貸出サービスを、行政では福祉タクシー助成やコミュニティバスの運賃割引などの支援を行っています。

市民アンケートの住みやすさについての回答では、「住みやすい」の割合は7割半ばとなっており、引き続き、高齢化が進むなか、地域特性を踏まえた「住みやすさ」の確保のための取組みを進める必要があります。

■地域の住みやすさについて



資料：地域福祉に関する市民アンケート調査結果（平成 28 年度）

※ユニバーサルデザイン：ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

今後の取り組み

施策① 地域環境の整備

誰もが安心して安全に外出ができるように、バリアフリー※化やユニバーサルデザインを推進するなど、地域の環境整備に努めていきます。

役割分担	内 容
市 民	○ごみ出しのマナーを守り、地域内を清潔に保てるよう日頃から心がけましょう。 ○道路、公園等を美しくしましょう。 ○歩道や道路照明灯の状況を把握するとともに、照明に不具合がある場合等は、関係機関へ連絡しましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○地域の団体活動の際に、道路や照明灯、カーブミラー等の状況確認・必要な連絡などを行いましょう。
社会福祉協議会	○高齢者や障害者が住みやすいまちづくりについて、必要な環境整備に向けて行政と連携を図ります。
行 政	○道路照明灯の増設や、公園のバリアフリー化など、計画的に施設を整備します。 ○市内の道路を点検し、交通事故の防止や、歩行者の安全確保に努めます。 ○公共施設や道路について、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

施策② 移動困難者に対する支援の充実

移動手段に関する支援策の検討を行うとともに、地域における支えあい活動を推進し、町内会など地域団体の地域活動による移動手段の確保などへの支援体制づくりについて検討します。

役割分担	内 容
市 民	○高齢者や障害者など、移動の困難な方の外出を気軽に手伝いましょう。 ○コミュニティバスのルートについて話し合いに参加しましょう。
地域団体、ボランティア・市民活動団体等	○コミュニティバスのルート選定に向けて協議を行いましょう。 ○買い物弱者に関する状況を把握し、支援策に協力しましょう。
社会福祉協議会	○高齢者相談センターの相談員やコミュニティソーシャルワーカーが地域住民からの声を集約し、移動のための事業や情報提供を行います。
行 政	○既存バス路線を確保するために、運行経費の一部補助などの支援を行います。 ○効果的な市内の公共交通施策により、市民の交通利便性の向上を図るとともに、コミュニティバスの利用方法などの周知に努めます。 ○移動が困難な障害者などを対象に交通機関利用時の移動支援を行います。

※バリアフリー：高齢者や障害者が暮らしの中で行動の妨げとなる障壁や危険箇所を取り払い、安全で快適な生活環境をつくること。

基本方針 4-2 地域の防災・防犯活動の推進 ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

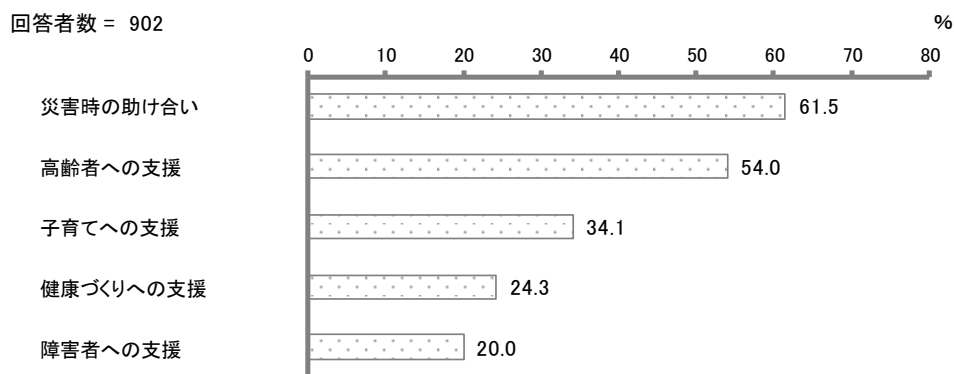
近年多発している集中豪雨等の自然災害への対応や、将来発生が危惧される大規模地震に対する備えとして、防災に対する意識がますます高まっています。

本市では、防災訓練・研修会の支援や自主防災組織の育成・指導、災害時要援護者支援制度の未登録者への周知、福祉避難所※の整備等、地域における緊急時や災害時の要援護者に対する支援を行っています。また、高齢者を狙った振り込め詐欺等さまざまな犯罪被害・消費者被害に対しては、防犯ボランティア活動への支援等、地域における防犯意識の向上と防犯対策を図るための各種講座を開催しています。

市民アンケートの「地域で関心のある支えあい活動」では「災害時の助け合い」との回答が約6割と高く、「災害時の備え」、「防犯に関する取り組み」では、「挨拶、声かけや近所付き合い」との回答が高いことから、多くの市民が地域における日頃からの付き合いが大切だと考えていることが伺えます。

今後も、平常時からの地域防災活動の促進に向けた意識啓発や、災害時要援護者※の見守り等、地域ぐるみの支援体制づくりを進めていくとともに、近隣住民同士の交流や地域での見守り活動を通した防犯対策や防犯意識を高めるための取り組みにより、安全・安心な地域づくりを進めていく必要があります。

■地域で関心のある支えあい活動（上位5項目）



資料：地域福祉に関する市民アンケート調査結果（平成 28 年度）

※福祉避難所：災害時に高齢者や障害者等の何らかの特別な配慮を必要とする避難者のための避難所のこと。一般の避難所に福祉スペースを確保するほか、公的福祉避難所及び民間社会福祉施設がある。平成 29 年 9 月現在、本市には公的福祉避難所 6 か所と、民間社会福祉施設等協定締結施設 14 か所がある。

※災害時要援護者：豊川市における避難行動要支援者の呼び名：平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正に基づく、高齢者、障害者、乳幼児等の防災対策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。

今後の取り組み

施策① 地域防災活動の促進

住民、地域、事業者、ボランティア団体、行政等が相互に連携して、地域における防災力や災害時の対応体制の充実を行うとともに、支援体制の整備を推進します。

役割分担	内 容
市 民	○地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。 ○日頃から隣近所で顔が見える関係をつくりましょう。 ○住宅の耐震診断を受けるとともに、家具の固定や非常用の防災グッズの準備を各家庭で行いましょう。
地域団体、 ボランティア・ 市民活動団体等	○地域の防災訓練や避難訓練等に協力しましょう。 ○地域の防災倉庫の充実を進めましょう。 ○地域の防災担当を複数年行うなど、防災リーダーの資質を向上させるしくみをつくりましょう。 ○災害時要援護者を把握し、災害時に安否確認等の支援に協力しましょう。 ○社会福祉施設等は、非常時の防災拠点として貢献できるようにしましょう。 ○日頃から近所付き合いを活発にし、いざという時にお互いの顔がわかる地域づくりを進めましょう。
社会福祉協議会	○ボランティア・市民活動団体との日常的な連携、情報交換を行います。 ○大規模災害時には、災害ボランティアセンターとして機能できるように、行政と防災ボランティアコーディネーターと協力・連携します。 ○地域において要援護者に向けた防災活動を支援します。
行 政	○防災に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。 ○地域単位で行う防災訓練、防災研修会の支援及び自主防災組織や防災ボランティアの育成・指導を行い、地域防災を活性化します。 ○自主防災組織の育成においては、女性の参画の促進に努めます。 ○災害時要援護者制度の登録を勧め、要援護者を把握するとともに、地域での災害時の見守りについて啓発します。 ○福祉避難所として協定を締結した民間福祉施設に対して、福祉避難所運営マニュアルの提示と必要な環境整備を進めます。

施策② 地域防犯活動の促進

地域に応じた防犯活動を支援し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

役割分担	内 容
市 民	○校区防犯ボランティアの活動に参加しましょう。
地域団体、 ボランティア・ 市民活動団体等	○町内会では地域の危険な所を把握し、防犯灯の設置と管理を行いましょ う。 ○地域の治安の向上のための、各種防犯活動を進めましょう。 ○連区・町内会による、地域の防犯活動、防犯パトロールを実施しましょう。
社会福祉協議会	○高齢者の防犯に関する情報を提供するとともに、地域の見守り活動を支援 します。 ○地域住民が犯罪に巻き込まれないよう民生委員児童委員、福祉委員やボラ ンティア・市民活動団体、老人クラブ等との連携を図ります。
行 政	○犯罪の発生状況や特徴をホームページ等で周知するとともに、防犯教室を 開催します。 ○青色回転灯を装着したパトロール車による、市内巡回パトロール活動を実 施するとともに、地域における巡回活動を支援します。

施策③ 子どもの安全対策の推進

地域全体で子どもたちの見守りや防犯活動を進め、子どもたちが安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

役割分担	内 容
市 民	○子どもの安全対策として、登下校時の見守りに参加しましょう。 ○子どもの安全等に対し保護者が関心を持ち、地域の見守り、防犯パトロー ル活動などに参加しましょう。
地域団体、 ボランティア・ 市民活動団体等	○子どもの安全対策として、登下校時の見守り活動を実施しましょう。 ○子どもに対して声かけをするなど、お互いに顔がみえる地域をつくりまし ょう。
社会福祉協議会	○地域住民とともにお互いに顔がみえる地域づくりを支援します。 ○民生委員児童委員、福祉委員やボランティア・市民活動団体、老人クラブ 等との連携を図りながら、子どもの見守り活動を支援します。
行 政	○子どもたちが安全で安心して暮らすことができる地域にするため、市民に よる自主的な防犯活動を支援します。 ○小・中学校などから寄せられる不審者情報をホームページに掲載し、注意 を促します。 ○学校へ通報された不審者情報等を保護者などにメール配信し、事件や事故 を予防します。

本計画の重点ポイント

本市における地域福祉をより効果的に推進するために、各施策を横断的に捉え、特に注視すべき視点で取り組んでいく内容を重点ポイントとして設定します。

(1) 地域活動者への支援及び新たな担い手の発掘 ●●●●●●●●

少子高齢化等により世帯構造の変化が進み、地域での顔の見える関係や地域交流が希薄化している中、本市でも、これまで地域社会・地域福祉を支えてきたボランティアや町内会、地域福祉活動団体において、既存メンバーの高齢化や新規メンバーの不足、役員のなり手が少ない状況となっています。

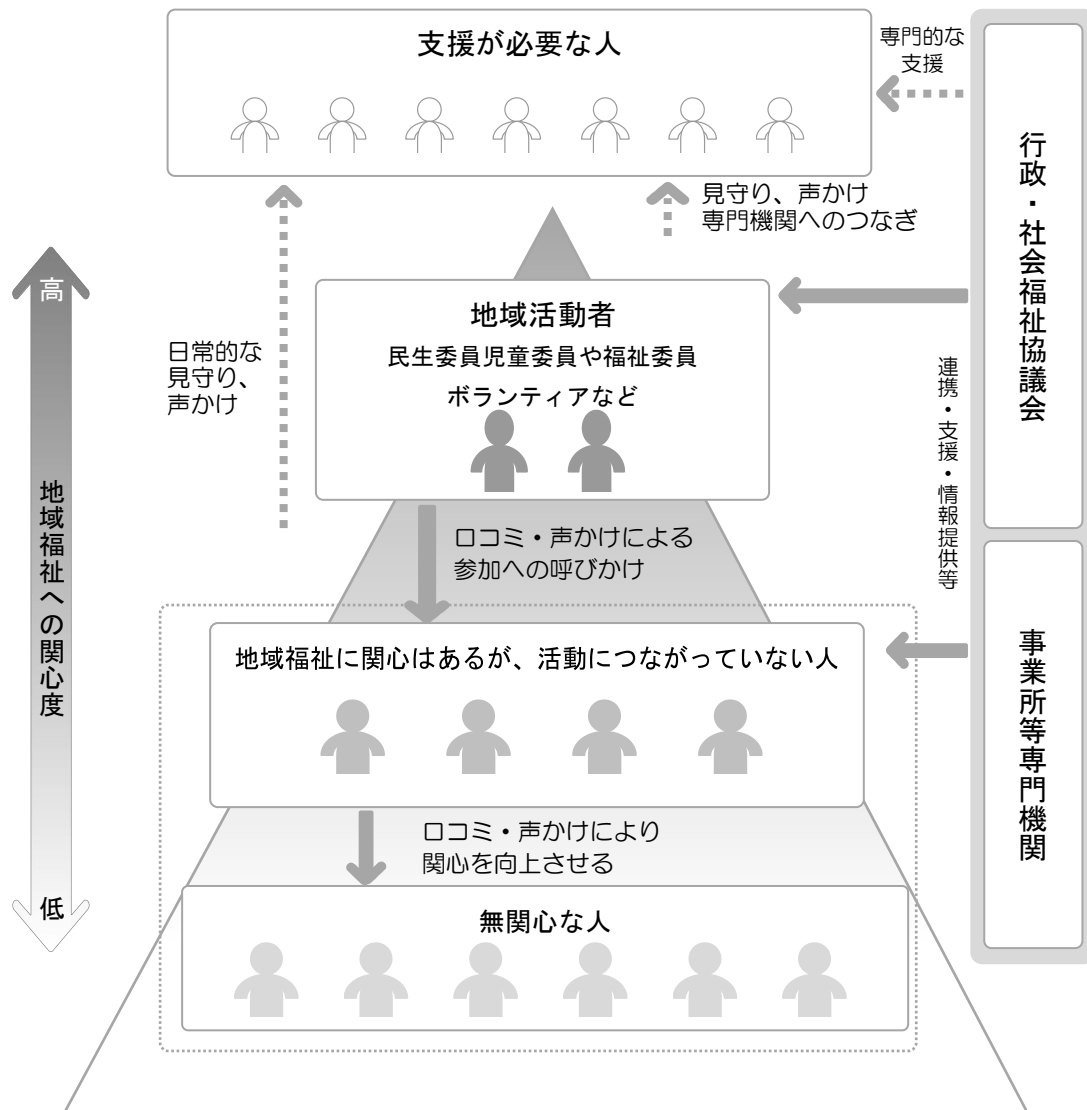
今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応していくためには、行政主体のまちづくりから地域主体のまちづくりに転換し、公的な支援だけでない地域の支え合いの活動がさらに重要となり、より多くの地域住民の積極的な地域福祉活動への参画が必要となります。

本市においても、地域活動者の自発的な活動を継続して支援するとともに、その活動を推し進める新たな担い手の発掘や後継者の育成に取り組んでいきます。

【 具体的な取組みの一例 】

- ・ 介護・生活支援サポーター養成講座（介護高齢課・社会福祉協議会）
- ・ ボランティア体験講座 ※高校生、大学生、新社会人（市民協働国際課）
- ・ 女性防災リーダー養成講座（防災対策課）
- ・ ボランティアや職場体験の受け入れ（社会福祉施設協会）
- ・ 町内会役員の女性登用（一部の町内会）

■地域活動者への支援と新たな担い手の発掘のイメージ図



（２）地域における総合相談支援体制の強化 ● ● ● ● ● ● ●

近年、独居高齢者世帯や核家族世帯、高齢者のみの世帯が増加し、家族介護力が低下していく中で、子育てや介護などに関する悩み事を誰にも相談することができず、ひとりで悩みを抱え込んでしまう場合があります。また、高齢者や障害者、子育てなどの従来の分野別では対応できない、引きこもりやニート、生活困窮者など、新たな福祉課題が顕在化するようになってきています。

こうした状況を解決するためには、支援が必要な人を早期に発見し、身近な支援者による適切な情報提供や専門の相談機関へのつなぎなど、地域におけるネットワークが大切となっています。

本市では、現在、分野別の相談窓口として、高齢者分野では高齢者相談センターを、障害者分野では障害者相談支援センターを、子育て分野では子育て支援センターを、権利擁護では成年後見支援センターを設置し、多岐にわたる相談について関係機関との連携により情報把握や対応を行っています。一方で、行政機関等で把握が困難な情報については、地域の民生委員児童委員や福祉委員などの協力、または近隣住民等による見守り活動と連携して、情報を集め、適切な支援に繋げることが必要です。

また、平成 29 年度から高齢者相談センター（出張所含む）が市内 9 ヶ所に拡充されたことに併せて、コミュニティソーシャルワーカー※を全ての高齢者相談センターに配置し、地域にある身近な福祉課題や困りごとを地域住民と共に解決するための体制づくりを進めています。

今後は、より複雑・多様化する相談内容を的確に把握し、必要な支援につなげていくために、住民の福祉に関する些細な相談や課題について気軽に話しかける相談窓口の充実を図るとともに、複数の福祉課題や制度の狭間にある課題について、柔軟かつ適切な対応ができる相談員の資質向上に努めるなど、相談支援体制を強化していきます。

※コミュニティソーシャルワーカー：(community social worker) を略して CSW という。地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門職。支援方法は、地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度を関係機関等と連携して調整を行う。

(3) 身近なネットワークと地域包括ケアシステムとの連動 ● ● ● ● ● ● ● ●

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、地域包括ケアシステムの構築を目指す中、直近の国の動向として、『我が事・丸ごと』と題した「地域共生社会」を目指す動きがあり、高齢者や障害者、子育て家庭、生活困窮者等が、必要に応じた支援を受けると同時に、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、みんなが活躍できる地域コミュニティの育成を目指しており、地域が担う役割がますます大きくなっています。

今後は、現在、取り組んでいる地域住民や地域福祉活動者などによる身近な見守り・支え合いのネットワーク活動と、地域包括ケアシステムとの連動を図ることで、すべての住民が安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

■地域福祉計画で目指す地域の姿のイメージ図

